

近代日本農事改良史の研究

西村, 卓

<https://doi.org/10.11501/3110956>

出版情報 : 九州大学, 1995, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :
権利関係 :



第一章 林遠里と勸農社

第一節 林遠里・勸農社研究史

林遠里と勸農社に関する研究は、戦前には大西伍一『日本老農伝』¹⁾、藤井信「明治前期稲作技術の展開過程―林遠里米作改良法を中心として―」²⁾などでもみられたが、戦後は、壮大な構想と数多くの陣容のもとで刊行された農業発達史調査会編『日本農業発達史』³⁾で本格的に開始された。

そのなかで、江上利雄「林遠里と勸農社」⁴⁾と太田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」⁵⁾は、真正面からこのテーマに取り組み、当時発掘された林家の新資料を使用しながら林遠里・勸農社像をむすんでみせ、乾田牛馬耕を軸にした西南農法の普及による明治農法確立の基礎を与えたとして、彼らの活動を近代日本農業史のなかに位置づけた。この論議は、その後、最近になるまで林遠里・勸農社論の通説としての役割をはたした。

また齊藤之男は、『日本農学史』⁶⁾を著し、在来農学と輸入泰西農学とのすり合わせによりそれぞれが継承・摂取・変容するなかで、独自の日本農学が統合・形成される過程を描き出した。そのなかで、林遠里の稲作栽培技術の特徴を「寒気による種子処理」にあるとし、『農業全書』に展開された思想・思考と同一線上にある在来農学者の一人として遠里を位置づけた。

さらに続いて飯沼二郎は、イギリスでの囲い込み運動とノーフォーク農法普及との関係を、日本での耕地整理事業と福岡農法（飯沼は、西南農法をこのように呼ぶが、その実態は、西南農法と同一である）普及との関係に對比しながら、日本でもイギリスと類似した農業革命が展開したとする独自の「農業革命論」を展開し、林遠里・勸農社を福岡農法普及の一翼を担ったものとして位置づけ、その通説に新たな意味を付与した。⁷⁾

それに対して、須々田黎吉は、独自の資料調査により新たに発見された知見をもとに、明治農法形成における林遠里・勸農社の役割を、通説も含め飯沼の論議が過大に評価していること、筑前農法（須々田は、西南農法、福岡農法と従来称せられたものを、その技術的基礎が福岡県でも筑前部で形成されたとして、このように読み変える）の体系化とその普及には、近代農学者横井時敬とその周辺に集った老農のはたした役割こそ高く評価されるべきとして、当時「稲作論争」で横井らと烈しい論争を繰り広げていた遠里をニセ老農とまで断定したのである。⁸⁾

しかし、ここまでの研究でも、遠里・勸農社関係に限って言えば、依って立つ資料が『発達史』段階を大きく越えるものでなく、『発達史』で展開された遠里・勸農社論を大きく書きかえ、新たな像をむすぶというものではなかった。

こういった戦後研究史の流れの中で、一九八〇年代に入って『福岡県史』刊行の一環として、「福岡農法」刊行の計画が持ち上がり、遠里・勸農社論の新たな立論

のために、林家所蔵資料の悉皆調査、整理、目録作成作業を基礎に、飯沼二郎をチーフに事業が開始された。

この悉皆調査のなかで、『発達史』段階で公表された資料以外に、膨大な書簡資料が現存していることが分かり、その多くが全国各府県に派遣された実業教師から遠里に宛てたものであったことは、従来の通説的論議を大きく塗り変えるだけの資料的根拠を与えるものとして期待されたことはいうまでもなかった。戦後数多くみられた県史や市町村史や農業史の概説書（時には専門論文にも）に、何のためらいもなく『発達史』以来の通説的記述がされているという状況のなかで、この事業で社会的に与えられた我々の責務は、新たな水準での遠里・勸農社研究のための十全な資料集を刊行することで、そのために整理した資料を正確に判読し、筆写し、構成することであると認識してきたのである。

この刊行事業の途中にスタッフとして参加していた内田和義は、その過程でいくどとなく論議された遠里・勸農社像をベースにした論文数編を一冊にまとめ、『老農の富国論―林遠里の思想と実践―』を刊行した。同書は、その章立てにみられるように、第二章を除いて、林遠里・勸農社論を、遠里の思想、遠里の農法、勸農社・実業教師論の三つの面から考察し、その立体像を新しいレベルで描き出そうとした労作である。

同書の第一の功績は、従来同一のもので、内容的にさほど違いはないであろうと思われてきたため、系統立てて読まれなかった『遠里演説筆記』を丹念に読みほぐし、そこに「富国論」という視点が内在していることを実証してみせたことであろう。また、もう一つの功績は、遠里の稲作技術が当初から固定した変化のないものと考えられていた通説に対して、『演説筆記』の分析から、その変化をかき出し、それを描いてみせたことであろう。しかし、その成果発表が、調査途中で、林家文書の全体像を把握しないままにおこなわれたため、実証の確実性にほころびを生じていることは否めないであろう。

第二節 士族としての帰農

（林遠里家系図）

林掃部亮直利―正利―直義―直清―直昌―直寛―直増―直統―直容

―直道―直明―直武―直章―直茂―直衡―直拳

―直益―利邑―直房―直温―直内―直躬（吉六）―直邑（辰巳）

―直愛（遠里）―策次郎

林遠里は、福岡藩士林直内の二男として天保二年（一八三一）正月二四日に早良

郡鳥飼村茶屋内に生をうけ、幼名七三郎、のち正助、策兵衛と称した。¹²⁾

林家は、系図にもみられるように、黒田二五騎の一人林掃部亮直利の血統を継ぎ、直道の子直益(寛文三年正月生)を家祖とする。直益は一五歳のときより村上伊右衛門吉正の下で砲術を学び、天和三年(一六八三)召し出され、一五石六人扶持が宛てがわれ、無足組に加えられた。貞享二年(一六八五)村上彦太夫吉利が大銃師範を病により依願免職すると、直益はそれを譲り受けた。正徳年中の唐船漂流、享保三年(一七一八)の唐船打ち払いの功により五石加増、享保五年(一七二〇)六月二三日の南京船打ち潰しの功により、一五〇石の新知行地(御笠郡塔原村、早良郡重留村、志摩郡波多江村それぞれの一部)が宛てがわれ、馬廻組に加えられたのである。二代利邑以降も「漂流舟手当」として砲術方の「家業」を継いでいった。

直内は直益より五代目に当たり、寛政二年(一七九〇)十一月一三日に生まれた。文化五年(一八〇八)長崎加番に大筒役として差し立てられ、以降、功により文化十一年(一八一四)一〇石(早良郡免村の一部)、天保二年(一八四一)一〇石(早良郡東入部村の一部)と加増され、納戸組に加えられ、都合一七〇石の知行取となった。万延期の「福岡藩家中分限帳」¹³⁾によれば、六代直躬(吉六)は、「家業」として一五人の門弟を持つ陽流の砲術役に任じている。

以上のように、林家は代々福岡藩軍事組織のうち、火器(大筒など)担当を「家業」とする家であり、遠里もその影響を強く受けることになった。彼は直内の二男として生まれたことから、最初、馬廻組三四〇石取の皆田讚一郎家の養子となり、同人二女と結婚し、一男をもうけたが、ゆえあって離縁したのち、慶応元年(一八六五)銃術教導方を申しつけられ、明治元年(一八六八)十一月、觀光隊分隊司令官、同二年(一八六九)四月、鑄砲曹少属火薬製造担当となり、那珂郡安德村勤務となる。同三年(一八七〇)一月、鑄砲方出仕準拾五等となるが、同四年(一八七一)一月には依願免職、翌二月には林家の旧知行地があった早良郡重留村に帰農したのである。¹⁵⁾

明治維新の時期、佐幕派が藩政を主導していたことから、時流に乗り遅れた福岡藩では、明治三年(一八七〇)七月に「我藩提封二百有余年未曾有の大変難」¹⁶⁾とまで評される事件が勃発した。いわゆる太政官札贋造事件の明治維新政府による摘発である。弾正台による藩内一斉捜査、大参事ら藩首脳部の拘引、藩知事長知の罷免、大参事以下五人の斬罪と続いた。新知事には有栖川宮熾仁親王が就いた。彼は着任早々、福岡藩兵の解体、佐賀藩兵による守衛を命じるといふ処置をとった。この処置は一時期藩兵の武力反乱の危機を醸し出し、結果的にはそれは回避されたが、福岡藩士族卒にとって、屈辱的ともいえるものであった。¹⁷⁾

遠里を含め福岡藩下級士族卒に対し、体系だった士族授産事業がいまだみられない段階で、糊口の道として帰農をうながした要因の一つに、この藩政の激動があったことは想像に難くない。¹⁸⁾

遠里が稲作改良に発意した契機は、安徳村勤務時代に園庭を逍遙していたとき、偶然南瓜などが自然発生していたのを発見し、「凡草木ヲ播種スルニハ、人為ニ依リ却テ生育ヲ害スル事少ナカラス、故ニ職トシテ天然如何ヲ察シ、其生育ヲ全フセシメハ、其繁殖往日ニ倍徒スルヤ必セリ」と考え、稲のような「春生秋熟」のものは、種子に寒気を含ましめるために寒中より水に浸し置き、播種する方が効果があることを感じとったことによる。早良郡重留村に帰農したのちも試験を継続し、「寒水浸」「土囲い」兩法を体系付けてゆき、居村や近村の農民に対し種子の分与と兩法の普及を試み、新旧法比較試験を依頼している。

明治八年（一八七五）十一月三日には、重留村の青柳市右衛門の試験結果を県に次のように報告している。

記

第十四大区五小区重留村農青柳市右衛門抱田地八等田壹反三畝歩字シ、鳴ト申所、別紙作法ヲ以本年收穫高

一、米三石也

但、壹反歩二付、式石三斗〇七合六勺

壹坪二付、七合六勺九才二

右ノ通ニ御座候也

林 遠里

明治八年十一月三日

「別紙作法」とは、寒水浸し法の概略を一葉の紙に印刷した「稲作之伝書」のことであり、これは八項目よりなり、今のところ遠里改良法が公にされた最初のもものと見られ、その原基的な形をなすものである。

遠里は、同「伝書」にもとづき一層の改良法普及のために「伝授願」を県に出した。

稲作之致方伝授之儀ニ付願

稲作之致方ニ付、兼而存付居候廉又承り合セ候儀モ有之、彼是追々試験仕候処、殖増相違無御座見込相立候ニ就テハ、次第二相広メ、逐ニ御一般ノ御益トモ相成候様有御座度願望ニ御座候、依而伝書相認差出候間、御詮議ノ上右試験相望候向エ伝授致候儀御許可被下度、此段奉願候也

第十四大区五小区重留村居住

士族 林 遠里

明治八年十一月七日

福岡県令 渡辺 清殿

第十四大区戸長 石井 広郷

同五小区副戸長 安河内亦六

この「伝書」は一〇〇〇部、さらに翌年には、それに加筆し三丁を一部とした

『伝書』三〇〇部が、筑前各村及び有志者に頒布された。その効あつて、同法を実施する者は徐々に県下で増加していったが、「猶習慣ニ泥ミ、未之ヲ信スル事能ハサルモノ有ルヲ以テ、更ニ一層経験スル所ノ数条ヲ合シ、一冊子トナシ」²³た。すなわち、明治一〇年（一八七七）一月に版權免許を取得して刊行した遠里最初の著書『勸農新書』（初版）である。同書を遠里は、筑前各郡役所を通して八五〇部頒布し、さらに豊前、筑後部にも、また農家の直接の求めにも応じ頒布した。

ところで、福岡県では、明治一〇年（一八七七）より稲作改良試験に着手した。最初は稲種交換と水選法の二法であつたが、翌年にはさらに穂先三步選、春水選、寒水浸、土圃い、畑苗、骨粉肥などの試験を加えるに到る。²⁴明治一二年（一八七九）には、県勸業当局は、稲作改良試験のため、「稲作改良法試験手続書」（第一号）（第二号）を管下に頒布した。第一号では、①稲種交換之事、②選種法之事（穂先三步選）、③水選之事、④種池装置之事、⑤雪水圃置之事、⑥寒水浸之事、⑦土圃之事、⑧苗代床之事について、第二号では、骨粉肥の成分分析と施用方法、石灰施用方法について記述されている。²⁵

これにもとづき県下では、水選法三六八カ所、寒水浸法二二六カ所、土圃い法一二七カ所、穂先三步選九七カ所、諸種新法七四カ所、畑苗法三一カ所、干田苗一七カ所、骨粉培養四カ所、稲種交換三カ所、雌稲選種二カ所、計九四九カ所で旧法との比較が試みられている。²⁶遠里農法として寒水浸法、土圃い法が、計三五三カ所で比較試験され、前者で坪当平均一合四勺一才四三勺二厘、後者で一合九才三六勺二分一厘の増加のあつたことが報告されている。²⁷

時の県の勸業政策、特に稲作改良政策は、「在来的なものと泰西輸入的なものと、したがってまた老農的なものと近代農学的なものとの交流をもつて開始された」と評されるが、むしろ比重は老農的改良法におかれ、そのなかに公認の改良法として、否、中心の改良法として遠里改良法が位置づけられていたのである。前述の『手続書』（第一号）の「寒水浸之事」の項には、「但、寒水浸、土圃ノ事ハ、筑前国早良郡重留村林遠里著述ノ勸農新書ニ悉シク、且同人多年ノ実験ニ係ル処ナリ」と記述されていることからも、県下において、遠里改良法が一般に普及されるにあつて、『勸農新書』（初版）がいかに大きな役割を担ったかがわかるであろう。

第四節 『勸農新書』（再版）の出版と第二回内国勸業博覧会及び第一回

全国農談会参加

前述のように、福岡県では早くも明治一〇年（一八七七）には稲作改良に着手し、先駆的に老農的技術に依拠しながら勸業機構を整えていったが、²⁹政府勸農政策のなかにおいても、財政的危機のもとで、西洋農法直輸入的、模範奨励、直接保護的勸農政策³⁰「大久保農政」の見直しの気運が徐々に高まり、老農農法依存による勸農政策への転換がみられ始めた。それを象徴するように、明治一四年（一八八一）には内務省、大蔵省の勸業部門の分離統合により農商務省が設置され、第二回内国勸

業博覧会（三月一日〜六月三〇日）開催中に、第一回全国農談会が東京浅草本願寺において開催され（三月一日〜二五日）、それを契機に四月には大日本農会が創立された。³⁰ いわゆる「老農時代」の幕開けである。

同博覧会に、遠里は寒水浸法、土囲い法により栽培した種籾数種（中稲今長者、中稲三島坊主、早稲江戸坊主、中稲白山坊主）と「勸農新書」（初版）に挿し絵を入れ、増補改訂した再版を同時に出品している。

『勸農新書』（再版）の特徴は、遠里の従来の稲生育論に「近世の農業・農学知識のもっとも一般的な統一原理であった」³¹「陰陽説」を初めて意識的に取り込んだ点にある。その第一章「総論」で、初版ではみられない「夫寒氣ハ陰ノ極、陽ノ元ニシテ、万物發生ノ氣ヲ含メル者ナレハ、之ヲ播種スルノ始ト謂可シ」という文章を加筆している。このことに象徴されるように、遠里は意識的に「陰陽説」という文法にもとづいて、自らの改良法である寒水浸法、土囲い法の合理性を説明しようとし、それら改良法を地方的特殊なものから全国的一般的なものへ発展させようとしたのであった。

同博覧会で、遠里は「多年心ヲ農事ニ委ネ、稲作ノ改良ヲ図リ、遂ニ種籾水浸及ヒ土囲吊圃等ノ法ヲ發明シテ、収額増加ノ成跡ヲ奏シ、爾来漸ク近国ニ伝へ、衆人ヲシテ利益ヲ得セシムルニ至レリ、其進歩殊ニ著ク最モ嘉賞スヘシ」として二等進歩賞牌を受けている。³² この時、再版一五〇部を博覧会に参集した全国の勸業課吏員と有志者に頒布している。³³

第一回全国農談会は、内務省勸農局の主導のもとで、三府三七県の老農百数十名を一堂に会し、彼らの経験交流により、そのなかから新しい勸農政策、農事改良の方向を探るべく開催された。福岡県からは、遠里と三潞郡牟田口村佐野貞造、企救郡到津村植村治三郎の三名が参加している。

提出された問題（①穀物取入及精撰方法、②俵拵改良方法、③牛耕馬耕ト人耕ノ得失、④牛馬改良蓄息方法、⑤種子物精撰改良及貯蔵方法、⑥肥料ノ効用及製造方法、⑦力農組合ヲ設立シテ競奮スベキ方法、⑧各地方慣行スル循環作付方法）のうち、会期中に論議されたのは第六問題の途中までであり、第六、第八問題は、後に会員より提出された意見書を取りまとめ、農談会日誌付録として載録された。³⁴

遠里は、第一問題で、福岡県下稲取入法と米穀仲買商の規制、麦取入法、第四問題で、福岡県下牛馬蓄息の現況、第五問題で、早良郡あたりでの精選法と寒水浸法、土囲い法について述べている。第六問題で、馬糞、人糞、魚肥、石灰施用法、第八問題で福岡県下作付順序について意見書を提出している。

第五問題では、佐野貞造が「我福岡県筑後国ノ習慣ハ、稲穂十分熟シタルヲ見テ刈取り、初トナシ、俵ニ入レ、梁ニ懸ケテ貯ヘシカ、寒水浸ノ法行ハレ、現今ニ至テハ十中六七分ハ此法ヲ行フモノアリ」と、筑後地方での寒水浸法の普及状況について言及し、遠里農法への援護射撃をおこなった。³⁵ 遠里はさらに明治一五年（一八八二）二月〜三月の米麦五品共進会及び併設集談会に出席し（このとき農務部審査員として米の審査に関わった）、功労賞及追賞を米選種法で授賞（賞金五〇円）し

た。³⁶ その改良法の卓越さを熱く語る遠里に共鳴した各地の老農たちは、その地方で積極的に遠里農法の実験をおこなった。愛知県愛知郡の老農林利右衛門は、「稲作改良に付き明治十五年より筑前の老農林遠里の発明に係る種籾土圃法を試験し、去る十六年の大旱に遭遇するも其結果を得て爾来同法の拡張に注意」した。³⁷ また同県額田郡の老農柴田宗十郎は、「明治十五年東京に開設の米麦共進会并に米審査掛員を命ぜられ、其際筑前国早良郡重留村林遠里も同審査掛にて、幸い同人が発明に係る種籾水圃法土圃の方法等親しく聞き得て、且つ同人の勸業新書を購読して、益農事改良の忽に付す可からざるを悟り、帰郷して翌年種籾の水圃いを試験し、其功あるものと認め、大に発明する処あり。爾来連年該法の研究を怠らず」というものであった。

群馬県山田郡の老農武藤幸逸は、明治一四年（一八八一）一〇月六日付の遠里宛ての書簡³⁸のなかで、第一回全国農談会で遠里と彼の改良法に接し、共鳴し、遠里との交流を持つことにより一層農事改良を進めたいと認めているが、そこに武藤の心意気を感じ取ることが出来る。

明治一四年（一八八一）という年は、「老農時代」の幕開けを告げた年であった。遠里はその舞台に寒水浸法、土圃い法という福岡県下で公認の改良法を携えて登場した。一地方的老農から全国的老農への脱皮である。³⁹

第五節 興産社の創設と活動

遠里は、明治一二年（一八七九）に「山林ノ荒廢モ亦意ヲ用ヒヘキヲ興起シ、同志ト討議シ、則チ一社ヲ設置シ」⁴⁰た。興産社である。当初三〇名の社員で発足し、杉、松、枳、桑などの苗木生育場を近村に数カ所設け、福岡県及び近県の求めに応じ、明治一四年（一八八一）から同一六年（一八八三）にかけて約二五〇万本の苗木を販売した。⁴¹ 明治一六年（一八八三）に怡土・志摩・早良郡長樋口競に宛てた「明治十五年中売出苗木表」⁴²によれば、二年立から四年立の杉苗九一万本、同松苗二〇万五〇〇本、二年立三年立桑苗六五〇〇本、四年立枳苗五一〇〇本を販売している。

こういった興産社の活動の一環として、遠里は明治一五年（一八八二）七月「山林愛護ノ主義ヲ以テ長崎県内ニ興産ノ支社設立ノタメ」長崎県庁へ出張した。彼が殖産のため他府県へ出張巡回した最初である。

同年一〇月、翌年二月にも出張し、支社の設立と苗木販売の交渉をおこなっている。明治一六年（一八八三）一月三十一日までに、長崎県勸業課から福岡県勸業課を通じて興産社繁殖の杉苗木一〇万九〇五〇本、松苗木四七五〇本、桑苗木二四三〇本の注文を受けている。⁴³

これらの出張では、以上の目的とともに、稲作改良においても意を用いている。県吏員と稲作改良について懇談し、「勸業新書」の注文を受け、長崎県東彼杵郡上

波佐見村の川口太兵衛、川添仁太郎と稲種交換の約束もおこなっている。遠里側からは、「富士ノ山」「三島」「白山」など五種、兩人からは、「カントウ餅」「シダ坊主」等四種の交換の約定であった。

また明治一七年（一八八四）には、粕屋郡若杉村官林へ栽植のため杉苗六万本、桧苗二万本を譲渡した。

このほか、山葵の摘採にも意をはらった。明治一六年（一八八三）一月に県令岸良俊介に対して早良郡板屋村官林、同郡椎原村官林内の谷々一三カ所（合計反別八一町三反余）の水際に放置されていた山葵の摘採を、請負料合計一〇円で願ひ出て、同年二月より同二〇年一二月まで許可されている。

このような遠里の興産社などの山林繁殖活用のための活動は、決して利得目的のものではなかった。いわば政府の殖産興業政策、国富形成の一環として位置づけていたのである。それが証拠に、明治一四年（一八八一）の「上申書」の大部分を費やして、詳細な費用収益計算をおこなうなかで官民植林の提言をしているのである。

第六節 富山県・石川県への巡回、そして全国へ

明治一五年（一八八二）の長崎県への出張は、興産社支社の設立準備のためであったが、明治一七年（一八八四）には、遠里は初めて自らの稲作改良法を携え、その伝習のために招聘に応じ他県へ巡回した。

遠里が福岡を発するとき欲送会が催され、そこで県下老農の代表として高原謙次郎が欲送の辞を述べている。

富山県域での巡回の内容は、今のところ不詳であるが、富山発足後、石川県での巡回日程の一部が「富山発足後日記」に略記されている。

明治十五年十一月十五日

石川県農業耕種場教師宮口安躬君一同富山発足、石動着、同所越前町止宿

同月十六日

石動発足、金沢柿木畑秋山方着、大書官（記帳）及勸業課員御一同案内ニ依テ古今亭

二出会アリ、同日帰路楠木、筒井ノ両君、秋山迄出浮ニ成ル、酒肴出ス、各

酔中ノ事故、盃一順ニシテ止ル

同月十七日

本日県庁勸業課出頭、夫ヨリ公園内博物館及農業耕種場行ク、直ニ秋山方止宿

同月十八日

本日金三拾円ヲ博物館ニ於テ正ニ受取、宮崎、筒井両君ヨリ渡シニ相成ル、

秋山発足、石川郡野々市着、同所寺院ニ於テ開会、同所ニテ止宿

同十九日

右同開会、午後六時同所出立、松任着、伊勢屋止宿

同廿日

松任発足、能美郡小松着、同所郡役所ニ於テ開会、伊勢屋ニ止宿
同廿一日

右同郡役所ニ於テ開会、伊勢屋ニ止宿
同廿二日

能美郡小松発足、川北郡津幡駅着、直ニ同所河合理右衛門方止宿、此日秋山
方ニ於テ昼食仕舞

同廿三日

津幡駅発足、金沢北ヨリ入口(22日)着、同所(23日)於テ開会、了テ秋山方へ止宿、
今夕楠君宿元行

同廿四日

柿木畑秋山出立、午前十時津幡着、同所郡役所ニ於テ開会、午後六時津幡発
足、秋山ニ着、同方止宿、同日郡長案内アリ、郡書記数人出浮アリ、今夕楠、
秋山マテ出浮中酒出ス

同廿五日

本日、大日本農会石川支会大集会開会ニ付、博物館出席、稲作改良之事ヲ演
舌ス

同日記は一月二五日で終わっているが、実際は翌月一九日に至るまで各郡区で
開催された農談会において計二〇回の改良法演説をおこなっている。各地での演説
内容は、勸業課から刊行されるとともに、幹事長に徳久恒範を頂く大日本農会石川
支会発行の「記事」第六号(明治一八年七月)に、一月二五日開催の第三回大集
会での遠里演説の大意が収録されている。

石川県においては、明治一〇年代に入って農談会の開催が徐々に進み、老農技術
による農事改良の要求が高まってくる。明治一四年(一八八一)九月に珠洲郡寺家
村の有志が農談会開設願を珠洲郡理事総代戸長に提出している。

同年には、加賀で一八回(人員一三九〇余名)、能登で一八回(人員一四三〇余
名)、越中で二七回(人員三七二〇余名)の農談会が開催されている。しかし、そ
の農談会において「旧慣ニ安シテ之ヲ講究スルノ念慮ニ乏キモノナキニアラス故
ニ」、「老練ナル実説論」を聞くために同年九月に大和国老農中村直三、続いて
一月に農商務省御用掛船津伝次平を招聘し、県下を巡回演説せしめた。中村はこ
の巡回で、稲作全般と綿作の概略、樅繁殖法を演説している。

そのなかで注目すべきは、稲の「浸種」のところで、大和国安藤村中村平蔵なる
者の経験した「土閉法」をみずから実験した結果、好成績を得たことを述べている
点である。遠里の「土閉法」にも触れながら、「自然に発芽の期を得せしむるハ、
最も緊要なる理にし、此法の果して誤りなきを知れり」と同法の有効性について明
言している。

この演説に触れた石川郡の木村宗吉は、「余曾て『ハサ』の下たに自然に発生し
たる稲苗を植付けしに、成育よく且籾粒も多分なり、依之本年本県米共進会の際、
之を演説せしに、信するもの少なく、常に遺憾となせしか、適々此の演説を聞き実

に満足せり」とし、自らの実験の「正しさ」が権威付けられ、意を強くしているのである。

県下では、改良法を施行する者がこの時期を前後して現れてきた。江沼郡保賀村の小島庄須計が、中村直三の教諭により明治一四年（一八八一）に土囲い法を試みている。石川郡の林与右衛門も翌年同じく土囲い法を試みた。また、婦負郡の数井孝次は、畑苗代を明治四年（一八七一）以来試み、増収を実現しており、金沢区の吉田嘉十郎は、林遠里の説にしたがい畑苗代を試み、好結果を得ている。

こういった県下の動きは、他府県からの実業教師の聘用による継続的な農事改良の必要性を痛感させることになり、明治一五年（一八八二）九月には石川県珠洲郡の有志者が抛出金を募り、県当局に実業教師派遣の依頼をおこなった。

県当局はそれを受け、京都府、福岡県、熊本県に照会し、その結果、福岡県夜須郡三並村老農長沼幸七を招聘することに決定した。

彼は抱持立犁による馬耕術に長けた人物であり、その伝習に相当の力を注いでおり、『石川県勸業月報』第七五号（明治一七年一二月）には、「犁試用実験」の記事が掲載され、人耕との比較表を収録している。播種地は珠洲郡北方村で、新法四カ所、旧法二カ所であり、その大きな違いは、新法が馬耕で旧法が人耕であることは当然としても、種籾の浸種法が、新法寒水浸（一月一八日）、土囲い法（同日）に対し、旧法時候漬（三月二〇日）で行われた事、また一坪株数が、新法三八株から四九株に対し、旧法六一株、八三株であったことがあげられよう。

すなわち、新法が旧法に対し薄植えであることと、新法として遠里の浸種法が施行されていることである。彼の著述のなかで、馬耕術の他に彼が伝習しようとした技術のいくつかが列挙されているが（種籾改良法Ⅱ穂先三步選、種籾寒水浸ノ法、種籾土囲ノ法、苗代地ノ事、稲種実蒔ノ事、畑地苗代ノ事、畑籾ノ栽培法）それらの多くは、遠里改良法を中心として当時福岡県で普及奨励されていた改良法そのものであった。その意味からすると、明治一六年（一八八三）の長沼の招聘は、石川県における遠里改良法導入の先駆けの役割を果たしたと評価し得るであろう。

時の県令岩村高俊、書記官徳久恒範の尽力により、翌年明治一七年（一八八四）には前述のように遠里が石川県に招聘され、各地を巡回し、演説をおこなった。これを契機に、石川県での稲作改良事業は、福岡農法を第一等のものとして推進されて行く。同県では、明治一八年（一八八五）には遠里と長沼に対し、福岡県実業教師の選抜派遣を依頼し、同時に福岡県庁に対しても依頼した。翌年二月には、高田耕作と長五郎が先発派遣されるが、福岡県の選抜の多くは、実質的に遠里に委嘱される形で進められ、三月には選抜を終え、教師一四名、農夫四名の派遣を決定した。

招聘された福岡県実業教師たちの活動の一端は、『福岡県史』に収録した書簡により窺うことができるが、彼らが秋納までの改良法の伝習を終えて、帰福する折には、感謝状ともども種々の記念品が贈与されたのである。父高田耕作の付き添いとして無給無旅費で能美郡に派遣された万太郎は、実質的に実業教師としての活動をおこない、九谷陶器の花瓶と小松絹を能美郡長より贈られている。

以上のように福岡県実業教師の石川県による全国に先駆けての多人数の招聘は、遠里の後援者であった県令岩村と書記官徳久に負うところが大きかった。特に徳久の尽力は計り知れなく、彼は「稲作論争」の渦中にあっても常に遠里の側に立ち、その思想と技術への強い同感を示し、その後、書記官、知事として赴任する諸県に勸農社実業教師を招聘し、勸農社衰退後の明治三〇年代になってもその再興と遠里への支持を変えなかったほどの遠里終生の後援者となるのである。

ところで、石川県では、福岡県実業教師の招聘にとどまらず、遠里の指導のもと、県下老農のなかより後に石川式農業教師と呼ばれた実業教師の育成にも意をはらった。広島、福島両県に招聘された近藤与三兵衛、島根、徳島両県に招聘された西村徳次、広島県に招聘された坂井善太郎、島根県に招聘された高村善隆、北田源次、田中栄太郎などである。

ただし、彼らが、福岡県実業教師たちに好感を持って迎え入れられたかは、疑問の残るところである。広島県に派遣された福岡県実業教師村上義人は、石川県からの教師招聘に不満を漏らし、福岡県からの招聘への切り替えを県当局に依頼している。

近藤与三兵衛の「稲作独案内」を手にした福島県派遣の前田瀬平は、「近藤与三兵衛之独案内ト申ス本、拙者へ忝部参り候ニ付、不取敢貴覧ニ供候、あまり面白からざる処有之候」と遠里に報告している点などにその一端が窺えよう。

石川県での明治農法は、先駆的な耕地整理の展開による乾田化の進行、馬耕の普及、表作用緑肥としての紫雲英（レンゲ）の栽培、中稲品種「大場」の普及などによって形成確立がみられる。遠里改良法がどのような形でそれに貢献したか、今後の課題として残されている。

遠里は、明治一七年（一八八四）の富山、石川両県での巡回演説を皮切りに、そののち、全国各府県からの招聘に応じ、明治三〇年代前半まで巡回演説に奔走する。各府県での招聘の気運を生み出す契機となったのは、いうまでもなく石川県における試験田での増収結果であった。石川県鹿島郡長加藤はこの事態を、「此ノ事（遠里改良法による増収―注西村）忽チ全国ニ伝聞シ、各府県ヨリ其方法順序ヲ尋問スルモノ続々トシテ、卓上為メニ簡札ノ堆ヲ為シ、之カ返簡ヲナスニ日モ亦足ス」と表現している。明治二四年（一八九一）に遠里農法導入を企図した栃木県内務部は、「老農林遠里カ称道スル所ノ米作改良法ニ就テハ、世間其学理ト符合セズトシテ、或ハ非難ヲ試ムルモノアリト雖トモ、其実効ヲ収ムルノ一段ニ至リテハ、着々証跡ヲ挙ケテ、今ハ蔽フヘカラサルノ事トハナリヌ」と述べ、学理農法の側からする遠里農法批判がみられるなかでも、その「実効」の故に「其实跡ヲ精査点検シテ適従スル所ヲ知ルハ農家ノ務メナルベシ」として、石川、福島両県での「成績表」を一括刊行している。

書簡、演説筆記、履歴書およびそのほかの資料によって、明治一八年（一八八五）以降、年別に現在までに確認できた遠里巡回先府県は以下のとおりである。

明治一八年 石川、鳥取、新潟（大日本農会長岡・高田支会管内巡回）

同 一九年 石川、鳥取、広島、山口、京都
同 二〇年 山口、広島、島根、高知、京都、石川、福井
同 二一年 京都、鳥取、広島、大阪、愛知、岐阜
同 二二年四月〜同 二三年三月 洋行
同 二三年四月以降 愛知、宮城、福島、愛媛
同 二四年 鳥取、栃木、福島、岡山、京都、滋賀、香川
同 二五年 香川、愛知、岐阜
同 二七年 宮城、富山、和歌山
同 二八年 静岡、長野、青森
同 二九年 岡山
同 三〇年〜同 三一年 香川
同 三二年〜同 三四年 熊本
文字どおり全国を股にかけた巡回であった。遠里の巡回は、実業教師がすでに派遣されている府県では彼らを一層鼓舞したであろうが、いまだ派遣がみられない府県では、石川県の例のように、福岡県からの実業教師の招聘による稲作改良事業を推進させる大きな契機となったのである。

第七節 実業教師養成派遣結社「勸農舎（社）」の創設

全国各府県からの実業教師派遣の要請は、明治二〇年代に入って急増し、福岡県では、県下老農の派遣選抜に迫られることになる。勸業試験場では、第三章にみるように、派遣教師の選抜試験が実施されるが、遠里は独自に、その要請に対して自らの門弟をより組織的に養成し、派遣するための一つの結社の創設を決意したのである。勸農舎（社）である。

遠里はいう。

爰ニ余ノ嚮キニ聘ニ応シテ各地方ヲ巡回スルヤ、石川、京都、山口、鳥取、新潟ノ知事等余カ發明ノ方法ヲ承ケテ徳アリトシ、余ノ此業ノ為メニ多年家事ヲ抛ケ、財産ヲ消費シ、負債ヲ生セシヲ聞知シ、若干ノ金員ヲ恵マレタリ、其芳志辞スルヲ得ス、承ケテ之レヲ領セリト雖トモ、之ヲ徒費スルハ又其志ニアラス、故ニ其幾分ヲ以テ勸農社ヲ設立スルノ基本トナセリ^カ
すなわち、勸農舎（社）を創設するにあたり、石川県知事岩村らの寄付を基本金としたのである。この寄付が何年のものであるかが、勸農舎（社）創設年度を確定する場合の一つのポイントとなる。この点を知るために、遠里へのこの寄付についてふれた岩村らの「書簡」^カをあげておこう。

時下残暑退兼候所、愈御尊程様欣喜不斜候、陳ハ当府県下稲作改良上ニ付、曾テ巡回ヲ煩シ、爾来其方法ニ則リ之ヲ実地ニ施行候所、孰レモ好結果ヲ得、漸次該法普及スルノ勢ヒニ至リシハ、管下人民ニ対偏ニ御教示ノ周到懇等ナルニ由ルモノト満足此事ニ候、然ルニ、此改良法ヲ講究發明ノ為メ数年間家政ノ如

何ヲ顧ミス、専心之ニ従事サラレ、其間幾多ノ原質ヲ消費シ、終ニ若干ノ負債ヲ生シ、之レカ弁償上ニ於テハ或ハ御憂慮之^カ金モ可有之、右等事情ヲ汲察シ、協議ノ上聊弁償法ヲ計画シ、目下金員相纏マリ候分、今度別紙仕訳書之通金八百円及御送付候条、御落手相成度、此他兩三県ヘモ石川県ヨリ及協議置候得とも、中ニハ急ニ回金ノ都合ニ相運ヒ兼候事情ノ向モ有之、猶右等ノ分モ石川県ヘ取纏リ候上ハ可及御回度候得共、先ハ一府二県集金濟ニ付、不取敢及御回送候間、御領収相成度、右摘要迄申進度、草々不尽

明治廿年九月六日

岩村石川県知事
山田鳥取県知事
北垣京都府知事

林 遠里様

二白、本文金員ハ、石川県ヨリ内国通運会社ニ托シ差立候筈ニ候是又御了知置有之度候也

石川県知事岩村が、それまでの遠里巡回先府県の知事からの寄付金を取りまとめ、取りあえず八〇〇円を送付したことを伝えている。この年月日が明治二〇年（一八八七）九月六日である。おそらく文面より一府二県以外からも寄付金が集まった模様で、『旨意書』に見られるように、山口県、新潟県の両知事からの寄付金も追加され、計一〇〇〇円ほどの金額になったであろう。

この一〇〇〇円を勸農社創設の基本金としたというのであり、明治二四年（一八九一）頃（「勸農社拡張旨意書」作成時）の遠里は、勸農舎（社）創設の時期を、この寄付金の授受時としているのである。すなわち明治二〇年（一八八七）九月前後のことである。

現在、林家に所蔵されている資料のうち、勸農舎（社）の記述がある最も早いものは、「明治二十年八月二十四日 諸事申合覚 勸農舎」と表書された長帳の断簡である。同帳には、一丁分のみ記載があり、それを次にあげておく。

試験期日及場所、左之通

怡土、志摩兩郡各村

前原村

右九月十日、十一日兩日

早良郡各村、那珂郡各村

重留村

右九月十五日、十六日兩日

おそらく入社試験に関する申し合わせと考えられる。この資料の表書には、上述のように、明治二〇年（一八八七）八月二四日と記されており、このことから勸農舎創設を明治二〇年（一八八七）九月前後とみることは、一応確認できる。

しかし、同舎（社）が文字どおり実業教師養成派遣結社として社会的認知を受けるのはもう少し後である。『福岡日日新聞』（明治二十一年四月八日付）は次のように伝えている。

○勸農舎の設置

早良郡重富村居住の老農林遠里氏は、先般石川、京都、山

口、鳥取、新潟等の府県巡回の節、各知事より惠贈されたる金員を以て、同村内に此程勸農社なるものを新設したる由なるか、これは農事改良を以て目的とするものにして、来る七月頃には農事練習生の寄宿舎をも新築する筈なりと云ふ。

各知事からの寄付金を得て勸農舎（社）を創設したという認識は、遠里の『旨意書』のそれと同じであり、ここに至って（すなわち、明治二十一年四月頃）その創設が社会的に認知されたとすることができるのである。

第八節 洋行―西洋事情の視察

午前船中平穩、午後ヨリ風出ル、樹芸課ノ諸君、本日迄モ滞留、懇切ノ配意ニ預タリ、船迄見送りアリ、午後十時三十分横浜出港、船中穩ナリ。

これは、遠里が、一路アメリカに向けて横浜を立った当日（明治二十二年四月二五日）の日記の記事である。

明治二十二年（一八八九）三月二七日に、農商務省よりドイツ・ハンブルグ港商業博覧会での出品説明委員補助として、遠里に出張が命じられ、そのついでに農業実視のためドイツ、フランス、アメリカ、インド、サイゴン諸地方の巡回視察も命じられた。

同時に、後に国立農事試験場の初代場長になる沢野淳にも出張が命ぜられ、遠里、沢野の二人旅となる。

この洋行は、勸農社の拡張をはじめ、遠里のその後の活動に大きな影響を与えるとともに、それまでの素朴な富国論から脱却し、グローバルな視点からそれを説くきっかけとなったのである。

まず、こと細かに書き綴られた数冊の「懐中日記」（特に断らない限り、本節の引用資料は同資料からのものである）より遠里の旅程を追うことからはじめよう。第2―1表を作成した。

第2―1表 遠里洋行旅程表

四月二五日	横浜出港
――	太平洋上
五月一〇日	アメリカ・サンフランシスコ着
五月一六日	サンフランシスコ発
五月二〇日	ミズリー州カンサスティー着
五月二二日	同所発
五月二三日	シカゴ着

五月二四日	同所発
五月二六日	ニューヨーク着
五月二八日	同所発、ワシントン着
六月五日	ワシントン発
六月六日	カロライナ州チャールストン着
六月一〇日	同所発
六月一日	ワシントン着
六月二日	同所発、ニューヨーク着
六月五日	ニューヨーク出港
六月二三日	大西洋上
六月二七日	サウサンプトン入港、ロンドン着
六月二九日	ロンドン発、サイレンセスター着
七月四日	サイレンセスター発、ロンドン着
七月五日	ロンドン発
八月六日	ドイツ・ハンブルグ着
八月七日	ハンブルグ発、ブレイメン着
八月一四日	ブレイメン発、ハンブルグ着
八月一七日	ハンブルグ発、ベルリン着
八月二三日	ベルリン発、ハレ着
八月二六日	ハレ発、アポルダに立ち寄り、ワイマール着
八月二八日	ワイマール発、イエーナ着
八月二九日	イエーナ発、ハレ着
九月二二日	ハレ発、ベルリン着
九月二四日	ベルリン発、ドレスデン着
九月二七日	ドレスデン発、ブレスロー着
九月三〇日	ブレスロー発、オーストリア・ウィーン着
一〇月五日	ウィーン発、ドイツ・キーム湖遊覧、ドイツ・ミュンヘン着
一〇月六日	ミュンヘン発、スイス・チューリッヒ着
一〇月七日	チューリッヒ発、ルセルン着
一〇月八日	ルセルン発、コンスタンス着
一〇月九日	コンスタンス発、ドイツ・チュービンゲン着
一〇月一二日	チュービンゲン発、シュツットガルト着
一一月三日	シュツットガルト発、フランス・パリ着
一一月五日	パリ発、ルアン着
一二月六日	ルアン発、ディエップ着
一二月六日	ディエップ発、イウ着

二月 七日	イウ発、アラス着
二月 八日	アラス発、リル着
二月一〇日	リル発、ベルギー・ブリュッセル着
二月一二日	ブリュッセル発、アントワープ着
二月一三日	アントワープ発、オランダ・ロッテルダム着
二月一五日	ロッテルダム発、ハーグ着
二月一七日	ハーグ発、ドイツ・ケルン着
二月一八日	ケルン発、ボン着
二月二一日	ボン発、コブレンツ着
二月二二日	コブレンツ発、メッツ着
二月二三日	メッツ発、フランス・パリ着
二月 七日	パリ発
二月 八日	リヨン着
二月一〇日	リヨン発、マルセイユ着
二月二日	マルセイユ出港
	地中海
一月一七日	アレキサンドリア着
一月一八日	アレキサンドリア発、スエズ運河航行
	紅海
一月二三日	アラビア・アデン着
一月二四日	アデン発
	インド洋
一月三〇日	インド・セイロン島コロンボ着
二月一日	コロンボ発、キャンディー着
二月二日	キャンディー発、コロンボ着
二月三〇日	コロンボ発、シンガポール着 (発不明)
二月二三日	サイゴン着
二月九日	サイゴン発
二月四日	香港着 (発不明)
二月一八日	上海着 (発不明)
二月二一日	神戸着 (発不明)
二月二三日	横浜着

横浜出港後、一六日間でアメリカ・サンフランシスコに着いた。アメリカ大陸を横断し、ニューヨーク着、当時アメリカ米作地帯のカロライナ州の視察を終え、六月十五日にはイギリスに向け出港した。イギリスでは、ロンドン近郊で開催された共進会を見学し、さらに、当時イギリスで近代農学の最高權威の地位にあったサイレンスター農学校にも出向いている。七月五日にロンドンを出発し、翌日ドイツ・ハンブルグに着き、今回洋行の第一の目的であった博覧会での説明補助員としての任務についた。一カ月程後の八月六日に、ドイツ、オーストリア、スイス、フランス、ベルギー、オランダ各国の農事視察のため、同地を出発した。その経路は、旅程表に明かであるが、パリで万国博覧会が開催中のため、二回に分けて計六九日間も長期に同地に滞在している。

明治二三年（一八九〇）一月七日にパリを出発し、同国マルセイユから一路帰国の途に着いた。地中海、紅海、インド洋を経由し、一月三〇日にコロンボに着き、二月二〇日まで同地に滞在し、後サイゴン地方の視察を終え、香港、上海經由で、三月二一日に神戸に着き、翌々日の二三日に横浜に入港した。全日程一カ月ほどの洋行であった。

遠里は、この洋行で、各国の農業事情を視察したことはいうまでもないが、それにとどまらず、社会、経済、文化、風土といった西洋事情全般に旺盛な好奇心を示し、自らの評価も交え、「懐中日記」に書きとめた。まず、農業事情の視察についてみてみよう。

アメリカでは、東部カロライナ地方での直播稲作の景況を視察した。六月一〇日、大農家ビスセル、ハーリストン両氏の案内にて両氏所有地での稲作の景況を熟見し、その景況をとくに次のように別記している。

カロライナ州ニ於テ稲ノ仕付方、左ノ如シ、先ツ地拵ヲナシ、器械ヲ以テ直チ二種ヲ蒔キ、直ニ水ヲ掛、芽サスヲ俟テ水ヲ落ス事二週間、苗ノ青ク見ユル迄又平ニ水ヲ灌キ、三週間斗ニシテ水ヲ落ス、此間モ又三四週間、其后ハ刈取ノ期マテ水ヲ灌キ入ル由

ここでは特に灌漑方法に注目しているが、日本では見られない広大な耕地での稲直播栽培に、遠里が驚嘆したことは想像に難くない。

ヨーロッパでは、ドイツ農村の視察を丹念におこなっている。ハレ近郊農村に向き、村役場において農事上の質問を村長におこない、農家での小麦調製とその労働組織のあり方を視察している。ワイマールでは、近郊の農村を視察し、大農と会い、農事上の諸問題について談話し、エアフルトまで足をのばし近郊の野菜園を視察し、その見事さにうたれている。イエーナ逗留中も近郊農村にでかけ、中等農学伝習所と試験場を視察し、大農、小農の農場を視察した。ブレスローでも大農の農場を訪れ、所有地の景況、牛馬、アルコール製造場を見学している。このドイツでの視察には、ドイツ留学中の太田（新渡戸）稲造が八月一七日から九月二日にか

けて遠里に同行している。通訳を含めて「懇切ノ世話」(八月三十一日付記事)になった遠里は、「為ニ取調大ニ博取、喜悅不少ニ付、農書巻部平ニ進呈ス」(八月三十一日付記事)と書きとめている。ちなみに、明治二十二年一月七日に新渡戸に宛てた書簡案文のなかで、同行中の調査内容書類の同人からの送付に対して、「御陰ヲ以婦朝復命之基礎ヲ得、大慶不斜候」と述べていることからみても、遠里のドイツ農村視察に当たって、ひいては遠里の西洋農業観形成に当たって、新渡戸のはたした役割は、大きな意味を持ったと考えられる。

フランスでは、ドイツにおけるように各地農村に直接出向いて実地視察することはなく、一二月三日にパリを出発し、ベルギーへ向かう途中の車窓からの農業景観について、いくつか書きとめているに過ぎない。ルーアンからディエップに向かう車窓からみえる農業景観は、彼の目に次のようにうつった。

本日途中ニ於テ見シ処ノ畑地耕鋤ハ、昨日見シ処ニ比フレハ、勝レルカ如シ、併シ、何種ヲ播種ノ目適ナルヤ、鋤方甚タ浅ク見エタリ、若シ麦ナレハ遅シ、聞クニ、仏ハ寒中ノ耕鋤ニシテ、春下種スルト云(一二月五日付記事)

ベルギーでは、ブリュッセル近郊農村での農事景況を評して、「畑ノ鋤耕、溝ノ建方、土ノ碎キ分ケテ注意セシモノト見エテ、塊少ナク、且深耕ノ場所モアリテ、是迄巡視中ノ第一ニテ、欧州諸国ニ稀ナル農況ナリ」(一二月一二日付記事)と書きとめた。ベルギー農業を欧州第一とするこの遠里の言及は、彼の西洋農業(特に耕種農業)に対する一つの評価基準がどこにあるかを、いみじくも浮かび上がらせる。すなわち、集約的であるかどうか、かつ深耕がみられるかどうかということである。

一二月一七日に再びドイツに入った遠里は、ボンで新渡戸に再会し、彼の案内のもとボン大学で経済学の講義をうけ、農学校及び試験場の見学をしている(一二月一九日付記事)。翌日には、ライン川添の農村にでかけ、農民から所有地規模と租税負担について聞き取りをしている。

ボンからコブレンツ、そしてメッツへ、ライン川とモーゼル川に添って旅する遠里は、両側に広がる葡萄園の見事に驚き、「此川筋ハ葡萄栽培シ、酒ヲ造テ諸方ニ送り、以テ渡世トスル者多シ、今日ニ至テハ世界第一ノ葡萄酒ニ富リト云」(一二月二一日付記事)と書きとめた。

洋行からの帰路、インド・コロンボに立ち寄り、二〇日間ほど滞在し、キャンデイーの植物園の見学などをしたが、その他農事視察については、「懐中日記」に一切記述がない。サイゴンも同様である。

遠里は農事視察のほか、訪問地にある動物園、植物園、博物館、公園の見物、農学校、農事試験場、共進会の視察、また、名所、旧跡へも足をのびした。

アメリカでは、ナイアガラの滝を見物し、写真を撮り、土産として石細工を求めている。六月二五日のロンドン近郊で開催された家畜共進会を視察し、「出品見事ナルハ第一二馬、第二牛、第三器械、此内水揚ノ巧ミ分テ感スルモノナリ」と書きとめている。ウィーンの博物館を見学した折、その出品数の多さに驚き、「世界第

一ノ由」と評した（九月二八日付記事）。メッツでは、独仏戦争に想いを馳せ、「此所ハ独仏戦争ノ地ニシテ、其故跡少ナカラズ、双方戦死スルモノ数十万ノ由」（一二月二二日付記事）と書きとめている。

ベルギー・アントワープでは、その造船力に驚嘆し、次のように書きとめた。

「着宿後府中ヲ巡リ、造船場ヲ一見セシニ、其場所広ク又船ノ数夥シク、専ラ入来中ノ舟モ有テ、其盛ナルニ驚キタリ」。西洋の経済力、ひいては軍事力の大きさに驚く遠里の姿を彷彿とさせる。パリでの博覧会を見学した折、「諸方ノ出品中、仏、英、米、スイツ之モノハ誠ニ美事ニシテ、目ノ及ハサル処ナリ」（一〇月二九日付記事）と述べているが、おそらく遠里は、幕末、明治維新以来の西洋列強の経済的、軍事的脅威の実態に想いを新たにしたのであろう。

遠里は、帰国後、四月七日に、農商務省主催の帰国報告会で、視察した各国の実状を沢野とともに陳述した。その中で、沢野は、「洋行以前は、西洋人の説をは一も二も賛成せしが、今回航渡の上親しく其行為を一見してより、以前の如く信ぜざる様になれり」と述べ、当時日本における農学士たちの姿勢を彷彿とさせて実に興味深い。

遠里は、全般として広大な耕地条件のもとで、大規模な器械導入による労働生産性増進を追求する粗放的な西洋農業に対して、多肥多労を旨とした集約的技術による土地生産性増進を追求する日本農業の特性＝優位性を確認している。だが、その一方で西洋農業の優秀性として、農業器械の巧みなこと、牛馬の強壯なこと、勧業に精神を込めていることの三点を指摘することも忘れなかった。

その後、遠里は、西洋農業「何ゾ恐ル、ニ足ラン」と農民に自信を持たせる一方で、「今日農業の程度ハ、却て廻に欧州各国の下に在りて、彼我懸隔の甚しさを、恰も壯者と小児の別あるが如く」と、日本農業の西洋農業に対する絶対的劣位を強調し、農民に危機意識を煽り、農事改良の緊急性を訴えるのである。

彼が西洋農業の優秀性としてあげた三点のうち、特に日本農業＝農民が学ぶべきものとして、「勧業に精神を込めている」点を強調し、勧業を推進しようという強固な精神があれば、日本農業の優位性を十分に生かし、西洋各国を凌駕できるというのである。そのためには、新しい水準での富国論にもとづき、自らその担い手たらんとし、またその担い手をより大規模に養成することを企図したのである。洋行中から巡らしていた構想の具体化＝勸農舎（社）の拡張である。

洋行以前、遠里は、当時日本の二大輸出品（生糸と茶）の一つであった生糸生産の隆盛による米田の減少＝米穀の欠乏という可能性に対して、稲作改良による土地生産力倍加↓半分の面積で同量の米穀の収穫↓余裕分を桑田に充当↓生糸生産の増加↓生糸輸出による外貨の獲得↓国富の形成という「養蚕＝米作並進論」とでもいうべき立場から、せいぜい富国論を展開したに過ぎなかった。

それに対して、洋行後は、西洋・ロシアによるアジア進出の危機↓日本の陸海軍の拡張、増強の必要性↓日本の国力の増強↓その基礎たる農事改良の急務↓稲作上の大改革（遠里改良法普及による）↓農事一般に波及↓商工水産鉞業の改良↓西洋

列強に対抗できる国富増強の達成、という道筋で富国論を展開するのである。⁸²
西洋列強の軍事力、経済力の脅威に対抗し得る日本の軍事力、経済力の形成、その基礎として農業生産力の増進、そのためには農事改良の推進者としての勸農社の拡張がどうしても必要であるというのである。いくらか我田引水のそしりを免れないが、ともかくもグローバルに富国論を展開し、みずからの思想と行動をその線上で位置づけるようになるにあたって、洋行が遠里に与えたインパクトは、相当大きなものであったろう。⁸³

第九節 遠里農法の完成

遠里独自の改良法が、必ずしも固定的でなく変遷を遂げていることについては、従来あまり関心が向けられなかった。彼の改良法の中軸といわれる「寒水浸法」「土圃い法」が、遠里洋行を画期として第二、第三の奨励技術として後方に退き、第一等の奨励技術としての「冬蒔き畑苗代法」が前面に押し出されることに關してはなんの論究もされなかった。

彼の改良法の細かな点における変遷については、その後、内田和義が明らかにしている。本節では、上述の「寒水浸法」「土圃い法」から「冬蒔き畑苗代法」への展開の技術的意味を、「遠里改良法」複合改良法」という立場から明らかにしていきたい。

まず、この論議を展開する前に、次の点を確認しておく必要がある。それは、思いのほか、遠里自身が各地の老農や実業教師たちの経験を取り入れて、自らの改良法を豊富化することに対して、柔軟で且つ寛容であったことである。遠里はいう、「抑、予が浅見寡聞ナルヤ必ず及バサル所アラン、尚クハ四方ノ老農、其言ノ足ラザルヲ補ヒ、其説ノ誤謬ヲ正シテ垂示スルアラバ、幸セ殊ニ甚シト云」⁸⁴、また「若シ諸君ノ御実験ノ点ニ於テ善事ト認ムルアラバ、是又御教示ヲ乞フ、余ニ於テモ未タ研究中ナレバ、教ヲ受ケテ改ムルニ吝ナラザルナリ」と⁸⁵。

以上の言葉を、遠里の指導的老農としての自信のなせる術と解せないこともないが、例えば、「一様の発芽」を促すために、寒水浸時の種籾俵の中心に苞を挿入し、種籾に万遍なく寒気を触れさせるといった方法が、遠里の独創でなく、福岡県下の老農の実験にもとづく発案であったことなどからみても、⁸⁶遠里の素直な心情を吐露したものである。文字どおり理解する方が無理がないであろう。

さて、本論に戻ろう。そもそも「夫寒氣ハ陰ノ極、陽ノ元ニシテ、万物發生ノ氣ヲ含メル者ナレハ、之ヲ播種スルノ始ト謂可シ」とする遠里の稲生育論からすれば、「冬蒔き法」は当然の方法であり、それが遠里改良法の目玉として当初から奨励普及されるべきものであった。⁸⁷遠里は続けていう、「是故ニ、春生ジ、夏茂リ、秋稔者ハ、必ず冬ヨリ蒔付可キ者ニシテ、家屋ノ内ニ貯ヘ置ベキニ非ズ」と。しかし、「冬ヨリ蒔付ケ難ケレバ、水ニ浸シ、又ハ土中ニ圃ヒ、寒氣ニ触シメテ後、蒔付クベキナリ」とする。⁸⁸すなわち、冬蒔き法が正法で、やむを得ない場合には、略法と

して寒水浸法、土圃い法を施行すべきだとしているのである。しかし実際には、その後、明治二三年（一八九〇）八月に福島県信夫郡に巡回したおりの「演説筆記」⁹¹までは、略法としての寒水浸、土圃い法を優先技術として奨励普及し、実業教師たちもその普及に尽力した。

このように略法とされたものが、なぜ明治二三年（一八九〇）頃までは優先技術として奨励普及されたのであろうか。この点の解明が、遠里改良法展開の鍵を握るのである。それは、「冬ヨリ蒔付ケ難ケレバ」という言葉に含意されている技術的問題であった。すなわち、冬蒔きを阻害する種々の要因がある限り困難であり、それを克服する技術が確立されない段階では、実験をし、その有効性が確認された、より安全な方法（略法としての寒水浸法、土圃い法）をおこなわざるを得ないということである。これは裏を解せば、その技術が確立された場合、また見通しがついた場合に初めて、遠里の稲生育論からストレートにつながる冬蒔き法へ回帰することを意味する。

彼の技術の支えであった稲生育論（陰陽論に裏づけられた）に対して、明治一〇年代後半から二〇年代半ばにかけて酒匂常明、横井時敬、船津伝次平らによる批判が、「稲作論争」を通じて市民権を持ち始めていた段階で、それへの強烈な対抗の意味もあって、正法（冬蒔き法）への回帰は、自らの論理の一貫性と正当性を主張しようとする老農林遠里にとっては、なおさら緊急な問題であった。

冬蒔き法への回帰を語る場合、その前に、それが畑苗代法とセットになっているために、畑苗代法の遠里改良法への体系化の問題を解決しておかなければならない。明治八年（一八七五）の段階での遠里の技術を概略的に記述した「稲作之伝書」の中には、水苗代法のみで、畑苗代法の記述はみられない。ここでは、「稲＝水草論」を主張し、後に畑苗代法の有効性を主張するときという「稲＝好水草論」とは、逆の立場をとっているのである。

すなわち、遠里は、「稲ハ元来水草ニシテ、水ニ生イ出、水ニ稔リ、果ハ泥中ニ落埋シテ、時ノ来ルヲ待⁹²」と述べているが、後には、「稲は素と水を好む一種の性を有するものにして、決して水草に非るなり、故に苗を畑地に生育て、水田に移植れば、成長速くして抽移亦十余日の早きを見るものなり⁹³」と述べ、前説「稲＝水草論」を否定するのである。この変化は、稲の栽培技術として有効な畑苗代法をその改良法のなかに組み入れ、その合理性を説明するためにみせたものであった。ここにもみられる態度は、実効ある技術がある場合には、その生育論の一部を変化させても取り入れようとする遠里の一面での柔軟性を示すものであった。畑苗代法自体は、明治一〇年（一八七七）の『勸農新書』（初版）に少し記述がみられるが、それが一つの項目として立てられるのは同再版からであり、ほぼこの時期に同法が彼の改良法の中に体系づけられたと考えられる。

そうなれば、前述の「冬ヨリ蒔付ケ難ケレバ」という言葉は、「冬より畑苗代に播種することが困難な場合は」と読み替えられねばならない。この困難を克服する技術の確立こそが、冬蒔き畑苗代法への回帰を可能にするのである。

この困難は、取りも直さず、冬期間（旧暦一〇月下旬もしくは一月上旬より春期挿秧期まで）に長期にわたって畑苗代に種籾を放置することから起こるもので、鳥害、鼠害、もぐら害、ケラ害、霜害などの防除を中心とする管理労働の困難であった。

春蒔き畑苗代法の場合は、『勸農新書』（再版）では、藁覆いをすることだけが述べられており、『日本米麦改良法』（明治二〇年）の時点でも、覆う材料として萱が加わるに過ぎない。冬蒔き畑苗代法の場合は、それを長期におこなうだけでは、とりわけ餌が一層不足する鳥の害を防ぐことができず、より周到な新たな対策が講じられなければならなかった。

まず、従来の春蒔き畑苗代法でおこなわれていた田面覆い法である。

上二茅ヲ編ミシモノカ、又ハ古蔴カ菰等ヲ以テ上ニ掩ヒ、畦ノ端々ニ竹ヲ立テ、繩ヲ以テ此上掩ノ散ラカラサル様押フヘシ。

覆い方として、それまでの藁もしくは萱をばらばらに縦横に覆うのと異なり、田面全面に、茅を編んだものや古蔴、菰で覆うとしている。

雀害に対して、この外、次のように別記している。

雀等ノ害アラハ、藁灰ヲ以テ上ニ散布スルカ、又ハ鳥餅ヲ竹ノ細ク割リシモノニ付ケテ、之ヲ処々ニ挿シ置ケハ、雀之二懸ルアリ、其時之ヲ捕ヘテ、魚釣竿ノ如キモノニ糸ニテ結ヒ下ケ置ケハ、雀之二恐レテ来ラス、但、其雀ヲ竿ニ結ヒ下ケルニハ、苗床ハ少シ外ツシテセスハ、犬杯之ヲ捕ヘン為メ、苗床ヲ蹂躪ス可シ。

藁灰の散布と、鳥餅による雀の捕獲、捕獲した雀を犬が苗代を踏み荒らさない程度の高さに糸でぶら下げるとするのである。また続けて、

白キ切レニテ蛇ノ形ヲ造リ、二ツ三ツモ苗床ニ匍ハセ置ケハ、是又頗ル恐ル、モノナリ。

布切れで模造した蛇を、二、三匹苗床に這わせておけということである。

鼠、ケラ害に対しては、次のようにいう。

漸々生長スル内、野鼠或ハ『ケラ』等床中ニ入りテ害スルカ、又ハ苗肥抜ケタル様ニテ赤クナル杯ノ事アラハ、一夜ノ間水ヲ堰入レ置ケハ、何ノ害モ除カリ

すなわち、苗床の溝に灌水せよというのである。

以上のように、それまでとは異なり、防除法が徹に入り細に入り、記述されている。これらの方法は、模造蛇による雀害防除法が、明治二四年（一八九一）一〇月の福島の「演説筆記」で、社員板倉九平によるものであると遠里が述べているように、実業教師や、各地で遠里改良法を試行していた老農たちの経験のなかから導き出されてきたのである。

これ以降、遠里は、自らの改良法のなかで、冬蒔き畑苗代法を第一等の技術として変えることなく奨励するのである。

ちなみに、実業教師たちの一、二の「演説筆記」をみても、明治二三、四年（一八九〇、九一）を境として遠里と同じ変化をみせている。明治二二年（一八九九）

一二月の蓑原胖の「米麦改良農談筆記」（岐阜県）では、「寒気は陰の極、陽の元にして、取も直さず万種発生の気を含むの時であります。此時より播種するは当然のことなりと雖も、若し此時季より播種するときは、鳥害及び鼠害等を防ぐに困難なるを以て、水囲る若くは土囲る等を為すものにて、畢竟止むを得ざるに出るものであります」と述べ、やむを得ず「略法」として寒水浸法、土囲い法を行うとしており、遠里の以前の論理、方法を踏襲している。

それに対し、明治二六年（一八九三）一月の「米作改良演説筆記」（群馬県）で北崎吉次郎は、「師は冬蒔き畑苗代を以て最上等なりと信するが故に、先づ其整地より述べ」とし、遠里改良法の変化に応じて演説をしている。

略法としての寒水浸法、土囲い法が略法ゆえに後方に退き、明治二三、二四年を境として、正法としての冬蒔き畑苗代法が遠里改良法のなかに体系化される。すなわち、遠里稲成育論からストレートに導き出された原理的な技術への回帰であった。遠里改良法のこの回帰は、冬蒔き畑苗代法を施行するに当たつての「困難」を克服する技術の案出により、はじめて可能となった。この技術の案出が実業教師たちや各地の老農の経験に負うところが大きかったことからみて、遠里改良法が、遠里一人の考案ではなく、文字どおり複合改良法としての実態を持つことは、もはや論議の余地はないであろう。

遠里改良法は、冬蒔き畑苗代法を、その「困難」を克服する技術をともなつてみずからの中に体系化することによつて、やっと完成された。従来の遠里改良法Ⅱ寒水浸法、土囲い法といった論議とは、いまや趣を異にするに到つた。今後、我々は、遠里改良法を語る場合には、寒水浸法、土囲い法ではなく、冬蒔き畑苗代法でもって代表させねばならない。

第一〇節 勸農社の拡張

第八節でも見たように、遠里は、洋行中から勸農社の新しい体制を構想していた。

在宿、勸農舎摘用ノ事ヲ記ス、又役員人撰及給料等ヲ分与シテ計算ス。素ヨリ

遠里一己ノ見込ノミ

在宿、本日又書状発ス、此書翰ハ舎事ニ付テノ見込彼是取束ね、概略ノ書面

ナカラ、西原、高田、名古屋ノ三名ニ向發シタリ

帰国後、遠里は前述したような新しい富国論にもとづき、早速、在福幹事たちとその作業に取りかかった。明治二三年（一八九〇）六月には「勸農社拡張主意書草案」が作成され、七月頃には「規則書」と「勸農社拡張主意書」が印刷され、宮城県に巡回中の遠里に勸農社事務所より送付されている。

この時点での遠里は、勸農社を実業と学理を統一した私立農学校的なものにすることを構想していたようである。明治二九年（一八九六）改正の「社則」にはみられない役員として「学師」が置かれ、それが「学理ヲ教授」すること、農場では学期を三年間とし、実業とは別に「農業ニ関スル学理」が教授され、臨時試験ととも

に、卒業時に試験をし、合格者のみを実業教師として認可し、各府県に勸農社から派遣するとしたのである。

明治二五年（一八九二）一二月に具体的な拡張の事業が始まるまでは、社員募集の活動と、中央の政府高官と府県知事、地方名望家の援助を得るための活動に、遠里を先頭に勸農社の幹部たちは奔走する。時の勸農社の幹部であった山部信は、兵庫に巡回中の遠里に宛てた明治二五年一月四日付の書簡¹⁰⁶のなかで、次のようにいう。

此度御所望非常之大事業ニ付、随而御配慮之段も可不少御辛勞察入申候、御照会ニヨレハ、其后貴顕諸公も統々御加名、尚拡張事業ニも充分助勢セント意気込之向も有之候由、本社之千福此上有之間敷奉存候、（中略）岩村公御承引好都合、東京ニテ充分尽力セント仰セ有之候由、今後又松方卿も宜敷御加名相成候ハ、尚一トキハ勢力ヲ弥増シ、御宿望達セラル、暁も近キニ可有之相考申候

岩村高俊のバックアップのもと、「貴顕諸公」の名誉社員としての加名に、遠里が奔走している様子を窺うことができる。また、松方正義の加名により、「一トキハ勢力ヲ弥増」ことになるという山部の言葉は、勸農社拡張が、極めて政治的色合いの強い一面を持っていたことを、端なくも証明することになった。すなわち、福岡県下、および各府県で徐々にその勢力を増してきた学理農法派との対抗のなかで、勸農社衰退の危機意識を背景とした起死回生のカンフル剤として、政府高官の支持を取り付けようとしたということである。技術的優位よりも政治的優位の獲得に、まずは眼目があったのである。

この目論見は、『福岡県史』所収の『名誉社員名簿』『特別社員名簿』に名を連ねたメンバーをみれば、一応達成されたとみることができるであろう。こういった政治的支持を背景として、明治二五年（一八九二）一二月には、拡張の具体的事業が着手された。

まず、農場を第一、第二、第三の三カ所に分かち、第一を本部とし重留の地に置き、作田一二町歩、第二を那珂郡日佐村五十川に置き、作田八町歩、第三を怡土郡長糸村飯原に置き、作田三町歩余りとした。この農場経営の内容は、資料が現存しないため、第三農場を除いてほとんどその実態はわからない。

第三農場の「試作地反別簿」¹⁰⁶によれば、一六筆（宅地一筆、畑一筆、田一四筆、内三カ所未作、合計三町五反三畝余、平均二反二反余）の土地すべては小作地であり、小作米を一筆当たり最高一六俵二斗、最低一俵納入することになっていた。一筆毎の土地も一カ所に集中していたわけではなく、土地の字名をみても、川付五カ所、花園一カ所、門ノ前一カ所、門口二カ所、片山崎三カ所、瀬戸口一カ所、瀬戸ノ内一カ所、片中ノ前二カ所と分散していることがみと取れる。

この時期の勸農社の全体の運営計画については、次にあげる「勸農社会計予算簿」¹⁰⁷をみることによって明らかにする。この「予算書」自体の年代は不明であるが、その記載項目からみて、拡張計画後のものであることは容易に推測できる。

勸農社会計予算

役員及ビ耕作男女小使給料

社長 当時年俸 百八拾円

理事当時会計兼務 同 百式拾円

書記 同 六拾円

農場幹事 同 九拾六円

合計 四百五拾六円

耕作掛 四人 百式拾円

作女 二人 八拾七円式拾銭

小使 一人 四拾参円

評議委員八人 四拾参円式拾銭

合計 式百九拾参円四拾銭

諸費見積予算

筆紙墨 式拾円

炭 参拾円

薪 拾五円

郵便電信料 四拾円

印刷費 八拾円

石油 拾五円

農具修復料 拾五円

家屋修繕料并ニ雑費 百式拾五円

肥料 百円

馬(二頭飼料) 参拾参円六拾銭

旅費 参百円

合計 七百七拾参円六拾銭

支出総計 壹千五百式拾参円

収入之部

千〇五拾円 教師七拾人維持金

百五拾円 社費一統分

参百六拾円 作得米百参拾五俵代金

百六拾円 麦百俵代金

七百円 負債消却迄派遣教師ヨリ一時取替金

合計 式千四百式拾円

収入惣計 式千四百式拾円

収入金式千四百式拾円ヨリ

支出金壹千五百貳拾參円引去り
残而金八百九拾七円

此内六百五拾円宛年々借入金元利二払入レ予算

其他二、名譽社員ノ義捐アル可シ

予算のうち支出は一五二三円と見積られ、その中で役員及び耕作男女小使給料が
ほぼ五〇%を占めている。また諸費見積中、旅費が三〇〇円と四〇%弱を占めてい
る。この旅費の多くは各府県への林遠里巡回用のものであったと思われる。収入は、
教師七〇人からの維持金納入が一〇五〇円と四三%を占め、負債消却のための派遣
教師からの借入金は、七〇〇円を占める。これを合わせると実に七二%ほ
どの収入が派遣教師からのものに負っているということがわかる。

収入支出差引残高八九七円のうち六五〇円は、借入金の元利返済に宛てられるこ
とになっている。さらに、未確定収入として名譽社員からの義捐金が見込まれてい
る。

農場関係予算支出（農場幹事、耕作掛、作女、農具修復料、肥料、馬飼料）四五
一円八〇銭と同予算収入（作得米麦代金）五二〇円だけをみれば黒字の見積である
が、その差益は六八円二〇銭というもので、他の支出を補うことは到底無理であっ
た。

そのようにみた場合、江上利雄も推察しているように、¹⁰⁸ 拡張後の勸農社の円滑な
運営は、予算収入が派遣教師からの維持金と借入金に大きく負っていることからみ
て、派遣の最盛期であった明治二一、二二年頃に見られたような、多数の実業教師
の恒常的派遣に、その成否がかかっていたということである。

第一一節 勸農社の衰退

前節でみた勸農社の拡張は、山部の「一トキハ勢力ヲ弥増」という言葉に象徴さ
れているように、その衰退をくい止めるカンフル剂的な意味合いを持っていた。し
かし、この効果も文字通り「一トキ」のものであった。

明治二〇年代後半になり、「稲作論争」を経過する中で、政府勸農政策の再転換
（老農依存型勸農政策から、近代農学者を中心とした農政担当者の主導による積極
的勸農政策への転換）がみられ始めたことにより、勸農社の支持基盤が揺らぎ、喪
失してゆき、そのことにより、勸農社の衰退は、坂道を転がり落ちるよう¹⁰⁹に加速度
的にその速度を早めていった。

この現実的展開は、勸農社の一つの支持基盤であった政府高官や知事・書記官な
どの地方勸業当局者のうち、岩村や徳久らの遠里支持派が少数派となり、「実業者
ニテハ到底駄目ナリ、是非農学士ヲ入レサレハ今ノ時節ニ向カストノ意味有之候」
と考える富山県知事安藤のような老農否定派、学理農法支持派が、主流を占めるこ
とであった。これは、勸農社の円滑な運営の鍵を握っていた実業教師の派遣数の減
少として現れるのであった。

そうなってくると、「予算書」にみられるような収入は到底望むべくもなく、経営的な行き詰まりが顕在化する。

役員給与支払の遅延が見られること、福岡の石炭鉱業家安川、松本からの寄付金を給料に宛てていることなどは、どんぶり勘定的、自転車操業的経営の実態を想起させる。

また、明治二十七年（一八九四）頃には、農場経営も行き詰まり、第二農場、第三農場が続けて閉場される（第二農場の方は閉場期日は不明であるが、明治二十八年一月に第三農場を閉場したおりに閉場されていた）。この閉場には、農場設置村において必ずしも支持を得ていなかったこと（農場小作料、家屋設置をめぐる地元農民との軋轢）、放漫な農場経営の実態、農場内部における社員同士の衝突などが関わっていたが、この背景には、明治一〇年代から二〇年代前半にかけてみられたような福岡県下における支持の喪失があったことは想像に難くない。明治二十四年（一八九一）には、遠里の論敵であった横井らによって明治十九年（一八八六）に創設された福岡農事協会が改組され、六百余名の会員を擁する県下最大の農民団体に衣替えしたのとは、実に対象的である。

明治三〇年（一八九七）頃には、各府県で活動する実業教師をまだ残しながらも、ほぼ勸農社としての活動は停止した状態であった。徳久が熊本県知事として赴任したことから、彼の肝入りで、遠里を熊本県に招聘し、佐賀県で第二勸農社が構想されたりもしたが、それも達成されず、膨大な借金を抱えたまま明治三十九年（一九〇六）の遠里の死をむかえるのである。

第一二節 遠里の死

遠里は、明治三十九年（一九〇六）一月三〇日に七六歳をもって気管支カタルで不帰の客となった。遠里の死後、早良郡当局が提唱して、勸農社を再興しようとするが、それは、郡長をはじめ、行政吏員が役職をになうという構想のもので、系統農会とそれほど変わるものではなかった。

遠里の思想とその技術は、彼の死をもって雲散霧消したのであるか。遠里をはじめとする老農たちの思想と技術は消えてしまったのであろうか。

遠里改良法の特徴は、寒水浸法、土囲い法、冬蒔き畑苗代法などの技術を中核としながら、全体としては、多労を旨とした集約的農業技術により土地生産性を高める一方で（近世以来の老農技術の一般的特徴）、抱持立犁を装備した牛馬耕を導入することにより耕耘労働を省力化し、労働生産性を高めるといったものであった。

実業教師谷勘吉を私費招聘した宮城県の大地主飯淵七三郎はそのことを正当に指摘している。

五ヶ年間の勤勞始終一日の如く、農事改良之事務具二挙り、地の収益大に増加し、勞苦大ニ減少したるハ、余の大ニ満足する所、管内篤志者の普く謝する所ニ有之候

飯沼二郎は、近代農学Ⅱ試験場技術が「最小の労力で最大の収益を」とする資本主義的精神に導かれていたとし、できるだけ多くの労力をかけることよって、できるだけ多くの収益をあげるといった精神に導かれた老農技術の特徴と対比する⁽¹⁵⁾。そうならば、近代農学にバックアップされた勸農政策では、労働の省力化に益する乾田牛馬耕は、当然奨励項目としてあげられるが、遠里改良法のその他の技術、特に予措法としての寒水浸法、土圃い法や、冬蒔き畑苗代法でみせたような周到な管理労働、本田における五回ほどにおよぶ中耕除草などの集約的労働技術は、当然他の技術にとって変わられるのである。

このような老農農法から近代農法への代替は、あくまでも表舞台におけるものであり、政策としての代替であり、生産者農民が具体的にそれをすべて受け入れ、実行していったものではなかった。

おそらく明治農法確立期とされる明治三〇年代以降、政策として画一的な技術が強制的に奨励されるが、この時期に稲作生産力を増進させていく技術体系のうち、それとはいささか趣が異なる内容で構成されていた地域が少なからず存在したのである。

一つに、長野県北部、千曲川流域で、遠里の改良法を強烈に意識して、それを読み替え、体系化した農法が展開していた。畑苗代法を軸とした坂田式稲作改良法の展開である。

遠里改良法は、このようにして継承された。

- (1) 平凡社、一九三三年。
- (2) 『農業と経済』第八卷第一二号所収、一九四一年。
- (3) 中央公論社、一九五三年より刊行開始。
- (4) 同前、第二卷所収。
- (5) 同前、第一卷所収。特に、第三章「老農の役割と農業技術の推進」参照。
- (6) 大成出版社、一九六八年。
- (7) 「日本における近代農学の成立―林遠里と横井時敬―」（『人文学報』第三七号所収）、『農業革命の研究』（農山漁村文化協会、一九八五年）、『増補 農業革命論』（未来社、一九八七年）など参照。
- (8) 『明治農書全集』第一卷「稲作」所収「解題」（農山漁村文化協会、一九八三年）参照。
- (9) 実際は、「福岡農法」と「林遠里・勸農社史料」の二分冊にして刊行した。
- (10) 農山漁村文化協会、一九九一年。
- (11) 同書に關しては、本書補論を参照されたい。
- (12) 本節の記述は、林家文書「林家系図」に多くをよった。ただし、同文書「履歴并成蹟」には、幼名彦四郎、のち策兵衛となっている。
- (13) この事件については『新訂黒田家譜』第四卷三三頁〜四二頁（文献出版、昭和

五七年)に詳しい。

『福岡県史資料』第九輯所収。

(15)(14) 地方知行制から俸禄制へ展開して行く事が近世知行制の一般的な道筋であり、福岡藩においてもおおむねその過程をたどったが、形式化しながらも知行地と給人との関係は、「納物」等の形を残し継続していた。遠里が重留村に帰農したのは偶然とはいえ、旧知行地と給人との関係が何らかの形で残っていたことの結果と考えられる(秀村選三「福岡藩における納物について」参照、『福岡県史』近世研究編「福岡藩(一)」所収、昭和五八年)。

『新訂黒田家譜』第六卷下(文献出版、昭和五八年)二八九頁より引用。

(17)(16) ちなみに、九州地方における士族反乱の一つであった明治一〇年(一八七七)三月の「福岡の変」には、遠里の甥直邑(辰巳)が参加し、敗走の途中、福岡県御原郡三沢にて自刃し、死亡している(『玄洋社々史』玄洋社々史編纂会、大正六年、一三〇頁参照)。

(18) 福岡藩に関しては、扶助米金などの支給による士族卒の帰農の強制や奨励がおこなわれたかどうか今のところ定かでないが、自藩の士族卒を強制ないし奨励により帰農させた例は、当時相当多数の藩においてみられたことが知られている

(吉川秀造「士族授産の研究」二三三頁)二五六頁参照、昭和一〇年、有斐閣)。

(19) 林家文書「履歴并成蹟」より引用。同資料は『福岡県史』近代史料編「林遠里・勤農社」(一九九二年三月)に収録されている。以下において、本史料集に収録されている資料を参照・引用する場合は、『福岡県史』と略記した。

(20) 林家文書七六。林家文書は前記史料集刊行時に悉皆調査のうえ整理され、一点ごとに番号が付されている。『福岡県史』に収録されていない資料で、本書で参照・引用する場合、その番号を注記する。

(21) 林家文書一七一九一二。「稲作之伝書」は未発表のため、ここに全文を掲載しておく。

稲作之伝書

○稲ハ元来水草ニシテ、水ニ生イ出、水ニ稔リ、果ハ泥中ニ落埋シテ、時ノ来ルヲ待、又自ラ生出ル、是稲ノ性也、然ルニ、方今初ヲ浸ニ纔二十日或は三十ヲ不待シテ蒔付、動モスレハ、又クメヲ掛テ強テ萌シナントスルノ類、大ニ性ニ逆フノ理ナレハ、生イツレ共虚弱ニシテ稔リ少シ故ニ、寒氣定レハ種浸差支ナシト雖、先旧曆十二月八日ニ当ル日ヲ以種浸日ト定、八十八夜前後其所ノ仕来ニ応シ蒔付ヘシ、サスレハ、天理自然ニ任セ生イツルカ故ニ、苗自ラ強クシテ稔リ多シ、其実倣アル事試テ知ヘシ

○従来、種ヲ浸ノ日数少キカ故ニ、種ノ善惡ヲ不論萌生ス、予カ如百日有余モ浸置時ハ、惡種自ラ腐ル故ニ、初耆斗参升ヲ浸置ケハ、凡三升ハ腐ル、也、残り耆斗ノ精種ヲ蒔カ故ニ、勢イ他ニ殊ナルノ一理モ有

○右腐種ノ高ハ、種ノ善惡、場所ノ寒暖、浸水ニ依リ聊多少有ン、一ト建ノ後ハ其所ノ見込立ヘシ、予試ルニ、初耆斗ヲ浸置ニ、腐種凡式升也

○寒中ヨリ浸置、晩春ニ至リ腐レサル種ハ、五六月ノ頃迄腐ル、者ニアラス、梅雨ノ頃蒔次試ルニ、稔リ殆ト同シ、刈取少シ後ル、也
○種ヲ浸ニハ、二重或ハ三重ニ包浸ヘシ、寒中ヨリ浸置タル種ハ、却テ萌カヌル者也、萌シテ蒔ハ性ニ逆フノ甚キト雖、場所ニヨリ泥深クシテ蒔込シ後、種イボリテ腐レ多キ恐モ有力故、百日前後浸通スシタル種ナレハ、不得止萌シテ蒔ヲ免ス、追々萌サスシテ蒔ヘキ方便有ヘシ
○寒中ヨリ浸置タル種、苗床ニ生出シ砌ハ、却テ微少ニシテ他ノ苗ヨリ劣ヲ見ニクシ、植込シ後日ヲ経ルニ從イ、勢イ他ニ勝ル者也
○植試ノ節ハ、田一畝町ノ内中半ハ伝ノ通、中半ハ従前ノ通植分ケ試ムルヘシ
○肥シ並ニ手間は迄ノ通
右作法ヲ用ル時ハ、年々出来増一反歩ニ付式割ヨリ不少五割ヨリ不多、猶、追々試テ知事有時ハ、三五年ノ内追白スヘシ

第拾四大区五小区重留村居住

士族 林 遠里

明治八年十一月

林家文書七六。

「福岡県史」所収「履歴并成績」より引用。

明治一二年「福岡県勸業科第一回年報（明治一二年）」参照。

明治一三年「福岡県勸業科第二回年報（明治一二年）」参照。

同前参照。

同前参照。

須々田黎吉「実学的農学者横井時敬の前半生をめぐる人々」明治農法形成における農学者と老農の交流（4）」（『農村研究』第三六号所収）より引用。

拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開（一）（二）」（『経済学論叢』第三八卷第三・四号、同第三八卷第四号所収）参照。

遠里は、大日本農会には通常会員として参加し、のち気象科をはじめ一七科設けられた農芸委員の内、種芸科農芸委員に選定されている（林家文書五二七参照）。

田中耕司「稲の科学と栽培理論」（『稲作の技術と理論』、叢書『近代日本の技術と社会』第一卷、平凡社、一九九〇年、所収）七九頁より引用。

林家文書五二四参照。

林家文書七五〇参照。明治一六年には、さらに再版一〇〇〇部を大日本農会を通じて全国各地会員に頒布している。

『明治前期勸農事蹟輯録』上巻、三六八頁〜三七五頁参照。

『日本農業発達史』第一卷所収「明治十四年農談会日誌」参照。

『明治前期勸農事蹟輯録』上巻四八七頁参照。

伴奏泰弘「明治農法形成過程における一問題―『稲作論争』前後における塩水選と林遠里法の共生―」（『農業史研究』第二三号所収）より引用。

同前より引用。

(40)(39)

林家文書一二五―一。

同年八月二日に、遠里は農商務省農務局長田中芳男に対して「上申書」を出している。政府勸農政策への提言であり、九条より構成されている。政府レベルでの政策提言をおこなった最初のものであり、全国的老農として表舞台に登場する遠里を象徴する一つの事例である（林家文書五八三、「農務顛末」第六巻一七二頁―一八二頁参照）。

『福岡県史』所収「履歴并成績」より引用。

同前参照。

林家文書三四参照。

同前四八より引用。

同前三四参照。

同前四八参照。

同前八〇―一二五参照。

同前七六二参照。

彼については、本書第五章参照。歓送会での彼の送辞の全文を収録している。

林家文書二八。

明治一八年六月「石川県勸業月報号外」参照。

『珠洲市史』第五巻「資料編 近現代」（昭和五四年）参照。

明治一四年「石川県勸業第四回年報」参照。

同前より引用。

明治一五年二月「石川県勸業月報」第四一号参照。

同前より引用。

同前より引用。

大日本農会石川支会「記事」第一号（明治一六年七月）参照。

同前参照。

前掲「珠洲市史」参照。

須々田黎吉「実学的農学者横井時敬の前半生をめぐる人々―明治農法形成における農学者と老農の交流（Ⅷ）―」（『農村研究』第四〇号所収）に掲載されている長沼の著述を参照した。ちなみに、その中で予措法として寒水浸法、土圃い法といった遠里の技術と、横井時敬による塩水選法が何の抵抗もなく併用されているが、この点も福岡県下において徐々に見られ始めた両法の競合的状态の忠実な反映とみることができる。

本書第三章参照。

高田万太郎については、本書第四章参照。感謝状の全文も収録している。

彼に関わる著作として、『稲作独案内』（明治二四年五月）、『稲作改良自得書』（明治二四年一月）がある。

同前二一二参照。

同前二一二参照。

同前九三四―一八一二より引用。

(61)(60)(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53)(52)(51)(50)(49)(48)(47)(46)(45)(44)(43)(42)(41)

(64)(63)(62)

(66)(65)

- (67) 石川県における明治農法の成立に関しては、宮森久男「明治農法の形成とレンゲ（緑肥）、馬耕の普及過程」（『石川郷土史学会々誌』第二六号所収）参照。
- (68) 明治一九年四月一日『鹿島郡勸業報告第四号』所収「演説大旨」より引用。
- (69) 『石川県林遠里米作改良成績表・福島県試験田坪刈成績』（栃木県内務部、明治二四年二月）参照、引用。
- (70) 『福岡県史』所収、明治二四年「勸農社拡張旨意書」より引用。
- (71) 林家文書一六三。
- (72) 同前一五二〇。
- (73) 遠里履歴書のいくつかには、（おそらく明治二十五年以降作成のもの）明治一六年に勸農社を創設したと明記されており、江上利雄「林遠里と勸農社」に代表される従来の研究では資料批判なしにこれに依り、明治一六年勸農社創設説をとってきた。本書では、勸農社をサロンの集まりでなく、実業教師養成派遣結社と規定する立場から、明治二四年段階の遠里の認識に立ち戻り、明治二〇年創設とする。
- (74) 林家文書五七九「懷中日記」より引用。
- (75) 同前一五九一―一七。
- (76) 彼は、この植物園の壮大な熱帯の珍木を見て「言語ニ尽シ難シ」と驚嘆し、「是迄諸州植物園一等ナルハ、ケンリー（キャンデー）ナリ」（二月一日付記事）と評している。
- (77) その概略については、『大日本農会報告』第一〇五号及び『福岡日日新聞』明治二三年四月一六日付記事参照。
- (78) 『大日本農会報告』第一〇五号所収記事より引用。
- (79) 『福岡日日新聞』明治二三年五月三日付記事「林遠里翁慰勞宴祝詞」より引用。
- (80) 『福岡県史』所収、明治二三年六月「勸農社拡張主意書草案」より引用。
- (81) 明治二〇年福井県敦賀における「演説筆記」参照。
- (82) 『福岡県史』所収、明治二三年六月「勸農社拡張主意書草案」参照。
- (83) 従来の通説的な遠里研究では、彼の国富論に論及したものがなかったが、最近になってこの問題を取り上げた論稿がはじめた。内田和義「老農林遠里と日本の近代化」（『福岡県史』近代研究編 各論（一）、昭和六三年、所収）、同「老農林遠里の思想―富国論を中心に―」（『農林業問題研究』第九八号、所収）。以上の論考は後に内田前掲書に収録された。
- (84) 内田和義「林遠里の農法」（『農業史研究』第二二号所収、後に内田前掲書に収録）及び『福岡県史』所収「演説筆記」解説参照。
- (85) 『福岡県史』所収「勸農新書」（再版）より引用。
- (86) 明治三〇年静岡県加茂郡での「演説筆記」より引用。
- (87) 明治一七年四月「大日本農会福岡支会報告 第三回」所収「春期大集会要録」中の秦源右工門発言による（『福岡県史』近代資料編「福岡農法」四二四頁参照）。
- (88) 『福岡県史』所収「勸農新書」（再版）より引用。

(89) 「冬蒔き法」自体も、当時福岡県では粕屋郡戸原村長五郎の「干田苗」として試作奨励されており、遠里の独自の技術ではなかった(明治一三年「福岡県勸業科第二回年報」参照)。

『勸農新書』(再版)より引用。

『福岡県史』所収。

注(2)掲載「稲作之伝書」より引用。

(93)(92)(91)(90) 『福岡県史』所収、明治二〇年三月「日本米麦改良法」中「畑苗生育の事」より引用。

(94) 明治二四年三月「老農林遠里農事演説筆記」(鳥取県内務部第二課編纂)より引用。

同前より引用。

同前より引用。

同前より引用。

『懐中日記』明治二二年一月九日付記事より引用。

同前、明治二二年一月一六日付記事より引用。

『福岡県史』所収。

おそらく『福岡県史』所収「社則(A)」と思われる。

『福岡県史』所収。

林家文書一五二―三六参照。

『福岡県史』所収「社則(B)」参照。

『福岡県史』所収。

林家文書八〇。

林家文書一三〇〇。

『日本農業発達史』第二卷(中央公論社、昭和二九年)六四五―六四六頁参照。

『福岡県史』所収、明治二九年九月二〇日付、遠里宛山部書簡より引用。

同前所収、明治二七年二月八日付、遠里宛山部書簡参照。

同前所収、明治二七年一月二一日付、遠里宛山部書簡参照。

同前所収、「第三農場日記」など参照。

『農哲林遠里翁を憶ふ』(篤農協会、昭和九年)参照。

林家文書一一九―一六より引用。

(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)(100)(99)(98)(97)(96)(95) 岡光夫・飯沼二郎「農業技術の伝播」(『稲作の技術と理論』、叢書「近代日本の技術と社会」第一巻、平凡社、一九九〇年)五九頁―六〇頁参照。

一九九二年に『福岡県史』資料集の一冊として「林遠里・勸農社」が刊行された。同資料集の刊行は、一九八七年に同じく『福岡県史』資料集として刊行された「福岡農法」の、いわば、姉妹資料集としての位置にあるものであった。当初は、福岡農学校関係、勸農社関係と分類して一冊の資料集として刊行の予定であったが、資料調査の途上で、林遠里と勸農社関係の資料が林家文書を中心に膨大な量と質を持っていることがわかり、予定を変更して二分冊として刊行されることになったのである。

この編纂事業の後半からスタッフとして参加した内田和義が、その過程で幾度となく論議された遠里・勸農社像をベースにものにした論文数編を一冊にまとめたのが本書である。

本書の構成を示せば以下の通りである。

序章 老農の見直し

第一章 農的富国の道筋—老農林遠里の思想—

第二章 日本の近代化と老農の社会批判

第三章 林遠里の農法

第四章 実業教師と林遠里、勸農社

第五章 遠里農法の普及の様相—福島県を事例に—

第六章 結び

本書巻頭には、「日本の近代化のもう一つの可能性」として飯沼二郎の推薦文が掲載されている。そこで飯沼は、本書の意義が、第一に、遠里の思想を当時の日本国家の路線論争のなかに位置づけたこと、第二に、老農技術が学理農法に劣っておらず、科学的にその有利性を持っていたことを明らかにしたことにあるとし、飯沼農業革命論の線上で高い評価を与えた。

本書は、その章立てにみられるように、第二章を除いて、林遠里・勸農社論を、今回の林家文書の悉皆調査で新たに発見された資料分析を基礎にして、遠里の思想、遠里の農法、勸農社・実業教師論の三つの面から考察し、その立体像を新しいレベルで再構成しようとした意欲的な著作である。

第一章では、遠里の富国論を農業国本論の範疇に位置づけながら、その特徴として、従来の農本主義が天皇制イデオロギーに包摂されてしまうのに対して、観念論的文化論からは自由な、純粹に生産力の観点からのみ日本の富国化が可能であると説いた点にあるとした。

林遠里の農業技術の展開を分析した第三章では、二〇数冊の彼の演説筆記を丹念

に分析し、予措法から収穫までのその技術内容を腑分けし、その変化を追ってゆく。また、従来、非科学的とされた「寒水浸法」が近世以来在来法として継承されていたこと、さらにそれ自体科学的有効性がある事を作物学者の実験に依拠しながら、論証するのである。

実業教師・勸農社論を扱った第四章で、遠里農法の普及の担い手であった実業教師の出自、活動とそれを支えた彼らの精神を明らかにし、第五章で、明治二〇年代の福島県での導入、普及、撤退の具体相を明らかにしている。

以下、本書評では、本書で書名にも掲げ、いわば「目玉」と思われる遠里の富国論と、丹念な腑分け作業のもとで再構成された遠里の農法論について、主に批評の対象としたい。

二

従来同一のものであろうという憶測から、系統立てて読まれなかった各地の『遠里演説筆記』を丹念に読みほぐすなかで、遠里農法のベースとなる思想を「非科学的」な陰陽説に過ぎないという通説から解き放ち、そこに富国論という視点が内在していることを実証してみせた事こと、本書の第一の成果であろう。

評者は思想史には全くの門外漢であり、時代の思想状況のなかに遠里の富国論を意欲的に位置づけようとする本書の叙述に引き込まれながらも、評者が持っている遠里・勸農社のイメージとのずれを感じざるを得ず、それをまず述べておきたい。

遠里は一八八九（明治二二年）四月から翌年三月までの一年足らずの洋行からの帰朝後、西洋列強への政治的、軍事的、経済的対抗意識を背景として、日本における富国強兵化の道筋を次のような文脈の中で声高に説いてまわった。

ロシア・西洋列強のアジア進出の危機↓それを防ぐためには日本の陸海軍の拡張・増強の必要性↓そのための日本の国力の増強↓国力の基礎たる農事改良の急務↓稲作上の大改革⇨遠里改良法の普及↓それを農事一般に普及し↓さらに商工水産鉱業の発展へと普及させ↓そのことにより西洋列強に対抗し得る国富を形成しようというものであった。

すなわち、西洋列強の軍事力、経済力の脅威に対抗し得る日本の軍事力、経済力の形成、その基礎としての農業生産力の増進、とりわけ稲作生産力の増進が必要であり、そのための農事改良の推進者としての勸農社の一層の充実⇨勸農社の拡張がどうしても必要であるという、いわば我田引水的な結論が導き出されるのである。

確かに、西洋列強を相対化したこの富国論は、前述のように洋行時に受けたインパクトが大きく関与していることは明かであるが、その具体的施策としての農事改良策は、第一回全国農談会が開催された一八八一（明治一四）年に農商務省農務局長田中芳男に提出した「上申書」で詳細に明示されている。

第一条で、「国家今日ノ急務、物産ヲ増殖スルヨリ急ナルハ無シ、就中、農ハ内国最第一ノ業務」と述べた後、①府県農事試験場の設置②政府実地施行場の規模を

縮小しての設置③政府実地施行場での西洋農法・農具の実験と取捨選択④勸農専門吏員の養成・配置⑤農事巡回制度の設置⑥天文日記所の設置⑦華士族・遊人による開墾の奨励⑧農業会議の題目設定（二毛作を前提として）⑨森林増殖といった諸方策を掲げており、それらは老農時代に多く実現されていた、また遠里自身がその実現に奔走したものである。

そのように考えれば、洋行後のいくつかの「演説筆記」と「勸農社拡張主旨書」でことさら声高に主張された遠里の富国論は、さほど目新しくもない農本主義（例えば、掛川農学社を設立した岡田良一郎のそれ）に、洋行より受けたインパクトを加味し、「上申書」で開陳したような農事改良策を接合し、それを勸農社拡張の一点に収斂しようとした議論であり、勸農社拡張を正当化するために構成された議論であったのである。

勸農社拡張の事業は、本場・支場合わせ二〇数町歩の、そのほとんどを小作地に頼る、いわば日本の大農経営（西洋では小農クラスにも及ばないが）に比類されるような経営であったことはよく知られている。また、前出『資料集』口絵で紹介したように、勸農社員の制服たるもの、ワイシャツにチョッキ、ズボンと学生帽、足には脚半にわらじという洋服（欧化思想の象徴）の農作業着化という和洋折衷の奇妙きつなものであった。

むしろその富国論は、日本の大農論を基礎とした欧化主義的な農本主義といった奇妙な折衷の様相を呈するが、遠里富国論が勸農社拡張のための方便に過ぎず、それを正当化するためにはどのような思想も動員してくるという遠里の意気込み（その裏返しとしての焦り）の表現であると考えれば、この奇妙な折衷も理解できるであろう。

大体、遠里が所有論とともに経営論で具体的に明確な形で論議を系統立てて展開したことは、管見の限りみあたらない。

その技術体系が、総体として労働集約的で、近世以来の小農経営に合致した技術を理念的に体系化したものである事は、本書でも確認されている点であるが、にもかかわらず、船津伝次平の様な経営の制限についての明確な論議がない。むしろ、洋行後、前述したように勸農社拡張に見られるその理念は、西洋の大経営とまではゆかないが、日本的には明らかに大農経営を想定していた。

要するに、理念としての大農経営が志向されながらも、実際そこで展開された農業経営は、それぞれの農場員の献身的で強度な労働に支えられた小農経営であり、この理念と実態の矛盾にこそ、その後の坂道を転がるごとく勸農社衰退の内的要因が求められるのである。

ただし、この勸農社衰退が遠里農法の全面的な衰退を意味しないことは、評者に限らず、本書も認めるところであろう。各地に伝習されていた遠里農法は、少ない地域で、実質上小農経営技術の改良策として、普及・定着していったのである。例えば、坂田寅次郎や彼に集う農民たちによって体系化が試みられた長野県北信地方に展開した坂田式稲作改良法が、遠里農法との継承性を強烈に意識しながら、

その大農的な志向をろ過し、その受け皿を小農経営であると明確に位置づけ定着していったように。

以上の点から、評者は、大農論的な勸農社の拡張を正当化するために強引に引き出された富国論が、遠里農法普及の衰退を早めこそすれ、その一層の展開に寄与するものではなかったと評価する立場である。さらにいえば、遠里農法普及の内的な動因が、その緻密な小農技術体系とともに、それを根本で支えた植物生育論にこそあったと考えるが故に、遠里の「富国論」を書名に掲げ、事実上、遠里思想の中軸に据える本書で展開される遠里・勸農社のイメージとはずれを感じざるを得ないのである。

三

遠里の稲作技術が固定した変化のないものといった常識に対して、本書が二〇数点の『遠里演説筆記』の分析からそれをかき出し、その変化を描いてみせたことは、もう一つの本書の功績であろう。

しかし、評者はその功績を認めながら、本書で展開された議論に対して、①遠里農法の歴史的考察として不十分さが残っているのではないか、②遠里農法の変化が遠里の自己完結的な実験・思索の中でだけ起こったものなのか、③そもそも、老農たちの農法を評価する場合、近代・現代農学の分析的方法により「科学的」であるかどうかを証明してみせることが正しい方法であるのか、という疑問を持たざるを得なかった。

遠里が一八七五（明治八）年に「稲作之伝書」という、形成期の自らの改良法の概略を示した解説書を作成し、筑前部の農家に配布していたことは、「履歴書」などで知られていたが、未発見のためその内容は従来一切知られていなかった。ところが今回資料集刊行のための林家文書の悉皆調査のなかで、反古紙同然に扱われていたそれを発見することができたのである。

その全文の紹介は、書評という体裁上省略するが、そこには『勸農新書』以降の遠里の著作（特に各地で出版された『遠里演説筆記』）にみられる稲性質論とは、一八〇度異なる見解が示されているのである。

「稲作之伝書」で遠里は稲の性質を「稲ハ元来水草ニシテ、水ニ生イ出、水ニ稔リ、果ハ泥中ニ落埋シテ、時ノ来ルヲ待」と述べ、稲ハ水草論を主張しているが、その後は、例えば『農家実益日本米麦改良法』（一八八七年）では、「稲は素と水を好む一種の性を有するものにして、決して水草に非るなり、故に苗を畑地に生育て、水田に移植れば、成長速くして抽移亦十余日の早きを見るものなり」と述べ、前説を明確に否定している。

この変化は、この時期福岡県下で改良法として施行され、その優位性が明らかになりつつあった「畑苗代法」を、自らの稲作改良法の中にリンクさせることを正当化するためのものであり、遠里技術の柔軟性を示す一例であった。

「苗半作」と表現されるように、稲作の中で苗代技術は重要な位置を占めており、その改良法としての「畑苗代法」が遠里稲作技術のなかに、いつの時期にどのようリンクされたかという問題を考察することは、落とすことのできない作業であるう。

その意味で、この「稲作之伝書」について言及がみられず、畑苗代法が遠里稲作改良法の一つの基軸であることに気づき、その技術内容を紹介しながらも、その意義について「畑苗代が健苗の育成に適しているというのは、現在の農業技術者によっても認められている」（九二頁）と指摘するにとどまり、それがいつどのよう遠里の体系の中にリンクされたかという歴史的な考察がないという点で、評者は、本書が遠里稲作改良法の歴史的考察の上で不十分ではないかと考えるのである。

次に第二点目の疑問に移ろう。

本書では「演説筆記こそ採種から収穫まで林遠里の説く稲作技術の全体系を知ることのできる唯一の史料なのである」（五八頁）と述べられ、二〇数点の各地の演説筆記を個別技術ごとに丹念に腑分けし、それを再構成し、遠里の体系を示してくれた。遠里の演説筆記中で展開された稲作技術論を考察する場合には、この成果が出発点となろう。

しかし、本書が資料的にあまりにも演説筆記にこだわってしまったために、遠里稲作改良法があたかも遠里個人の実験・思索の結果として変化を遂げたごとく論議を展開しているように感じられるのである。

その結果、例えば「冬蒔き法」への遠里の原理的回帰について、「資料がまったくなく判定は不可能である」（九二頁）とし、その技術的位置づけに関して判断停止せざるを得ず、この回帰を「突然ともいえる変更」（同頁）とし、その「変更」を説明するために「おそらく農学士による土圃・寒水浸法への激烈な批判、そして塩水選法への世間の賞賛という情勢にたいする一つの対抗策という側面が強かったのではないかと思われる」とし、外的要因のみに求めざるを得なくなってしまうのである。

評者は、各地の遠里門弟および勸農社の実業教師の活動を追ってきて、遠里稲作改良法とは、彼らの熟練した農民としての資質・手腕と遠里の論理性が結びついた「複合農法」と称してもいいほどのものだと痛感させられ、前出資料集の「序説」で、「遠里改良法の完成」を、そういった視点から分析し、遠里改良法の変化も、各地の実業教師たちの多様な活動をもとに、遠里の著述を相対化する中で初めて明らかに行けるという認識にたどり着いた。

そのことによって、前述の「突然」の遠里の「冬蒔き法」への回帰が、実業教師たちの伝習経験の中で考案された技術を、遠里の体系のなかに読み込むことよって可能となったという事実を、初めて気づかされたのである（詳細は、前出「序説」参照）。

本書では、「この間の実験によって『寒蒔キ』法を改善しその実行に自信を持ったから、ということになる」（八四頁）とこの点に気づきながら、遠里の自己展開

にこだわり、以上のような実業教師たちとの「複合農法論」の視点を欠いているために、前述のように判断を停止することになってしまったのであろう。

次は三点目の疑問である。

評者は、老農の諸技術を自然科学的に証明してみせることの必要性を否定するものではないが、証明されないからといってその有効性と実効性についての判断を停止することが、老農農法の総体的評価として有効なのかということである。

老農農法の技術システムの一部分が、自然科学的に合理的根拠を持つかどうかという論議は、ある意味では不毛なものである。そもそも老農農法といわれるものはいまだ「科学的」に証明されない（おそらく今後とも十全に証明されることはない）。「非科学的」なものを内部に包含しており、陰陽説などの理論で支えられながら、一つの総合的な技術体系をなしているものである。それゆえ、部分的な証明、非証明でその評価を云々することは、知らず知らずの内に近代科学万能論の落とし穴にはまり込むことを意味する。その有効性と実効性は、それを実行する農民の知恵として集積され、実際に安定的増収をあげることでその論証は十分なのである。

つまり、老農農法を理解する上で重要な点は、理論を完全に切り離し、一つ一つ分析的に「科学性」が証明された技術の集積としてそれをとらえるのではなく、その総合的技術とそれを支える哲学（理論）である植物生育論とが分かち難く結合し、文字どおり「農法」として調和のとれたものとしてそれをとらえることなのである。最後に、本書で評者の以前の認識を前提に展開されている勸農社の設立時期について少し触れておきたい。

評者は、以前に著者に対して『福岡日日新聞』の記事を示し、通説となっている勸農社設立一八八三（明治一六）年説に疑問があることを述べていたが、前出資料集の解題執筆のために種々の資料を読み直しているうちに決定的な事実にぶつかり、曖昧であった記述を改め、一八八七（明治二〇）年九月前後と確定するに到った（詳細は、前出資料集「序説」参照）。また、この点に関わって、林家文書中に「勸農（舎）社」の記述が見つかる最初の資料は、本書で引用されている資料ではなく（一一〇～一一一頁）、「明治二十年八月二十四日」付の「諸事申合覚」である事をつけ加えておく。

本書評を引き受けた何よりの理由は、林遠里・勸農社研究の一層の進展と、新たな明治農業論の再構成を願うからであり、そのための一つの作業として、意欲的に新たな水準で遠里・勸農社論を展開した本書のレベルに立ち、各地に残されたオリジナル資料と、今回やっと刊行された『福岡県史』近代史料編「林遠里・勸農社」とのすり合わせが望まれるところであろう。

著者に対して、一時期同じ釜の飯を食ったよしみで、齒に衣を着せぬ書評になったことをおわびするとともに、予想外の長文になった点、著者及び読者諸兄に御寛恕の程をお願いする次第である。

（一九九一年一〇月刊、農山漁村文化協会、一七六頁、三八〇〇円）